

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



内務省

国別政策及び情報ノート インド：保護主体

第 3.0 版
2025 年 9 月

要約

インドは指定国としてリストされているため、庇護申請が却下された場合は、当該申請について、2002 年国籍・移民・庇護法第 94 条に基づく認定の対象とするかを検討しなければならない。

インドは、主要な国際人権文書のほとんどの締約国であり、同国の憲法及び立法府は、市民的、政治的及び経済的権利を保護している。犯罪行為を処罰するための一連の法律がある。

28 州及び 8 連邦直轄領（UT）にはそれぞれ独自の警察組織があり、犯罪予防、捜査並びに法と秩序の維持について主たる責任を負っている。警察官の総数は約 220 万人で、14 億人の人口に対応している。警察の活動の実効性や対応は州によって異なり、警察官が事件を登録しないことにより、一部の警察捜査が妨げられる場合もある。

法律は恣意的な逮捕や拘禁を禁じているが、警察が被拘禁者に関する逮捕報告書を提出しない場合がある。警察による人権侵害行為が発生しており、レイプ、拷問、拘禁中の死亡、及び特に紛争地域における治安部隊による超法規的殺害を含む過剰な武力行使などがあるが、件数は少なく、こうした行為が広範又は組織的であることは示されていない。

一般に、公正かつ公開で行われる裁判、推定無罪及び上訴権を含む、機能的かつ独立した司法制度が存在する。しかし、汚職及び政治的動機に基づく司法任命が一部報告されており、司法の実効性は、人員不足、裁定の深刻な遅延及び事件の滞りによって妨げられている。

一般に、インドは、迫害に相当し得る行為の摘発、訴追及び処罰のための実効的な法制度を運用することにより、犯罪行為を防止し、これに対処するための合理的な措置を講じており、人々は概して保護を受けることができるようになっている。

司法制度において一部の者の汚職、温情、あるいは弱さがあつたとしても、国家が保護を提供する意思がないことを意味するわけではない。また、犯罪者が裁きを免れる理由にはさまざまな正当な理由が存在し得る。

したがって、インド国家は、「ならず者」国家主体を含む非国家主体を恐れる人々に対して十分な保護を提供する意思と能力のいずれも有している。そうでないことを実証する義務は本人にある。

本 CPIN は、ジャンムー・カシミール州を対象としていない。

[目次へ戻る](#)

目次

要約	2
評価	5
評価について	5
1. 重要な事実、信ぴょう性、その他の確認／照会	5
1.1 信ぴょう性	5
1.2 除外	5
2. 保護	6
3. 認定	8
国情報	9
国情報について	9
4. 法的枠組み	9
4.1 国際人権条約	9
4.2 憲法	10
4.3 法律	10
5. 法執行を担当する組織	14
5.1 組織体制及び責任	14
5.2 インド警察サービス	14
5.3 州警察部隊	15
5.4 情報機関	17
5.5 軍隊	18
5.6 給与、訓練及びリソース	19
6. 治安部隊の能力	21
6.1 第一情報報告書（FIR）	21
6.2 犯罪率及び逮捕率	21
6.3 実効性	24
6.4 アクセス可能性	26
6.5 超法規的殺害	27
6.6 不正行為及び人権侵害	28
6.7 法執行における差別	35
7. 監督及び救済	36
7.1 国家人権委員会	36
7.2 捜査及び結果	38
7.3 州機関	41
8. 法の支配及び司法制度	42
8.1 裁判所の構造	42
8.2 能力及び実効性	45
8.3 事件数と有罪判決	45

8.4	人員配置及び事件の滞留	47
8.5	司法の独立性	47
8.6	法律扶助	49
8.7	証人保護	50
8.8	公判前拘禁	52
8.9	死刑	53
バージョン管理及びフィードバック		56

評価

セクション更新日：2025 年 9 月 29 日

評価について

本セクションでは、本ノートに関連する証拠、すなわち[出身国情報](#)、難民・人権に関する法律及び政策、並びに適用される判例法を検討し、一般に国家又は準国家機関が実効的な保護を提供できるかどうかについて評価する。

ただし、決裁権者は、各事案の具体的事実を考慮し、全ての申請を個別に検討しなければならない。

[目次へ戻る](#)

1. 重要な事実、信ぴょう性、その他の確認／照会

1.1 信ぴょう性

- 1.1.1 信ぴょう性の評価に関する情報については、[信ぴょう性の評価及び難民地位](#)に関する指針を参照。
- 1.1.2 決裁権者は、過去に英国査証又はその他の在留許可の申請があったか否かも確認しなければならない。査証との一致が確認された庇護申請は、庇護面接の前に調査すべきである（[査証との一致、英国査証申請者による庇護申請に関する庇護手順](#)を参照）。
- 1.1.3 決裁権者は、国際的な生体認証データ共有チェックがまだ実施されていない場合、その実施も検討しなければならない（[生体認証データ共有プロセス（移民 5 か国の生体認証データ共有プロセス）](#)を参照）。
- 1.1.4 申請者が申告した出身地に疑いがある場合、決裁権者は利用可能であれば言語分析テストの実施も検討すべきである（[言語分析に関する庇護手順を参照](#)）。

公用 – 機密：非開示 – セクション開始

このページの情報は、英国内務省内部での使用に制限されているため、削除されている。

公用 – 機密：非公開 – セクションの終わり

[目次へ戻る](#)

1.2 除外

- 1.2.1 決裁権者は、除外条項の 1 つ（又は複数）を適用する重大な理由があるかどうかを検討しなければならない。各事案は、個別の事実に基づいて検討されなければならない。
- 1.2.2 難民条約の適用から除外される者は、人道的保護の付与からも除外される

(人道的保護は、難民地位よりも除外事由の範囲が広い)。

- 1.2.3 除外及び制限付き在留許可に関する指針については、庇護手順[難民条約第 1 条 F 及び第 33 条第 2 項に基づく除外](#)及び[人道的保護](#)、並びに[制限付き在留許可](#)を参照。

公用 – 機密：非開示 – セクション開始

このページの情報は、英国内務省内部での使用に制限されているため、削除されている。

公用 – 機密：非公開 – セクションの終わり

[目次へ戻る](#)

2. 保護

- 2.1.1 ならず者国家主体及び／又は非国家主体からの迫害又は深刻な危害について十分に理由のある恐怖を抱いている者は、インド国家から保護を受けられる可能性が高い。
- 2.1.2 一般に、インドは、迫害に相当し得る行為の摘発、訴追及び処罰のための実効的な法制度を運用することにより、犯罪行為を防止し、これに対処するための合理的な措置を講じており、人々は概して保護を受けることができるようになっている。
- 2.1.3 司法制度において一部の者の汚職、温情、あるいは弱さがあつたとしても、国家が保護を提供する意思がないことを意味するわけではない。また、犯罪者が裁きを免れる理由にはさまざまな正当な理由が存在し得る。
- 2.1.4 したがって、インド国家は、「ならず者」国家主体を含む非国家主体を恐れる人々に対して十分な保護を提供する意思と能力のいずれも有している。そうでないことを実証する義務は本人にある。
- 2.1.5 インドは、主要な国際人権文書のほとんどの締約国であり、同国の憲法及び立法府は、市民的、政治的及び経済的権利を保護している。機能的かつ概して利用可能な刑事司法制度が存在している。2024 年 7 月 1 日、バーラティヤ・ニヤヤ・サンヒタ (Bharatiya Nyaya Sanhita : BNS)、バーラティヤ・ナガリク・スラクシャ・サンヒタ (Bharatiya Nagarik Suraksha Sanhita : BNSS) 及びバーラティヤ・サークシャ・アディニヤム (Bharatiya Sakshya Adhinayam : BSA) という 3 つの新たな刑事法が施行され、1860 年インド刑法、1973 年刑事訴訟法及び 1872 年インド証拠法に取って代わった。保護を強化するための BNS に基づく刑事犯罪に関する変更には、迅速な捜査、逮捕時の権利告知、警察供述の音声・映像記録、脆弱な者に対する警察署への出頭免除、比例的な罰金、及び社会奉仕が含まれる ([憲法](#)、[立法](#)及び[国際人権条約](#)を参照)。
- 2.1.6 内務省は、国家法執行機関、ほとんどの準軍事部隊及び国内情報局を管轄し、州警察の幹部に訓練を提供している。28 州及び 8 連邦直轄領 (UT) にはそれぞれ独自の警察組織があり、犯罪予防、捜査並びに法と秩序の維持について主たる責任を負っている。犯罪・犯罪者追跡ネットワーク及びシステム

(Crime and Criminal Tracking Network & Systems : CCTNS) は、インド全土の全警察署に導入されており、犯罪及び犯罪者に関する情報共有を促進している ([法執行を担う組織](#)を参照)。

- 2.1.7 警察官の数は州によって異なる。警察研究開発局 (Bureau of Police Research and Development : BPRD) は、2022 年の警察署数を 17,957 署、インド全体の警察官対市民比率を人口 10 万人当たり 197 人弱と記録した。州別に見ると、ナガランド州 (Nagaland) が人口 10 万人当たりの警察官数で最も多く (1,189.33 人)、ビハール州 (Bihar) が最も少なかった (75.66 人)。一部の警察署では、水道、トイレ、車両、無線又は携帯電話及び科学捜査サービスへのアクセスなど、基本的な設備を利用できない ([インド警察サービス、州警察、給与、訓練及びリソース](#)を参照)。
- 2.1.8 警察の実効性及び行動は州によって異なり、訓練機関の数は年々増加しているものの、限られたリソース、汚職及び不十分な訓練によって損なわれている。2023 年には、合計 220 万人の警察官を対象とする州単位の訓練センターが 236 か所あり、それぞれが 12,000 人弱の職員を担当していた。捜査プロセスを開始するために必要な第一情報報告書 (First Information Report : FIR) の登録を一部の警察官が拒否することにより、警察捜査が妨げられたり、遅延したりする場合がある。新たな刑事法は、オンラインでの事件報告、管轄にかかわらずいずれの警察署でも FIR を提出できること、被害者への FIR の無料写しの交付など、犯罪報告を容易にする規定を含んでいる。国家犯罪記録局 (National Crime Records Bureau : NCRB) は、2022 年に合計 5,824,946 件の FIR 及び 5,390,233 件の逮捕を登録した ([第一情報報告書 \(FIR\)](#)、[実効性](#)、並びに[犯罪及び逮捕率](#)を参照)。
- 2.1.9 法律は恣意的な逮捕及び拘禁を禁じている。しかし、警察が被拘禁者に関する逮捕報告書を提出しない場合があり、警察が令状又は身分証明なしに人々を恣意的に逮捕及び拘禁する事例もある。警察による人権侵害行為が発生しており、レイプ、拷問、拘禁中の死亡、及び特に紛争地域における治安部隊による超法規的殺害を含む過剰な武力行使などがある。2016 年から 2022 年までの間に、超法規的殺害は合計 813 件あり、その大半はチャッティースガル州 (Chhattisgarh) 及びウッタル・プラデシュ州 (Uttar Pradesh) で発生した。14 億人を超える人口及び超法規的殺害が 6 年間にわたって発生したことを考慮すると、この数字は比較的低く、こうした行為が広範又は組織的であることを示しているわけではない ([超法規的殺害](#)、並びに[不正行為及び人権侵害](#)を参照)。
- 2.1.10 警察の不正行為に対する法的救済手段は存在するが、警察による違反行為を報告することに消極的な被害者もいる。インドの国家人権委員会 (National Human Rights Commission : NHRC) は現在、信頼性及び実効性に関する最低基準を満たしていると認められているが、2026 年の全面的な審査を前に、国内人権機関世界連盟 (Global Alliance of National Human Rights Institutions : GANHRI) から更なる改善を行うよう求められている。NHRC への苦情申立ては、郵送又は同委員会のウェブサイトを通じて行うことができ、同委員会には審査待ちの案件もあるものの、2024 年の最新の NHRC 年次報告書によれば、案件の解決は進んでいる。NHRC は被害者及び家族に補償を認定しているが、その手続には時間がかかることがあり、同委員会の権限は限られている。NHRC に加え、ミゾラム州を除く全ての州に州人権委員

会（state-level human rights commissions : SHRC）があり、申立ての調査、法律の見直し及び勧告を行う広範な権限を有している。一部の SHRC は、財政面や人員面で課題に直面している（[監督及び救済](#)を参照）。

- 2.1.11 一般に、公正かつ公開で行われる裁判、推定無罪及び上訴権を含む、機能的かつ独立した司法制度が存在する。ただし、汚職や政治的動機に基づく司法任命がいくつか報告されている。司法の実効性は、人員不足、裁判の大幅な遅延及び事件の滞留により影響を受けている。2025 年 7 月 16 日現在、刑事事件の総数は 3,540 万件であった。遅延の最も一般的な理由は、弁護士の不足であった。重大犯罪の有罪判決率は様々であり、一部の犯罪では他の犯罪よりも有罪判決件数が多いが（例えば殺人事件）、その理由は複雑かつ多岐にわたる可能性が高く、参考にした情報源では明らかになっていない。一部の農村コミュニティには、コミュニティに基づく村落裁判所があり、正式な法制度よりも好まれる場合がある（[法の支配及び司法制度](#)を参照）。
- 2.1.12 法律扶助を受ける権利は、全ての国民に対して憲法で保障されている。ただし、法律扶助の質及び利用可能性は、インド全土で一貫していない。弁護士や法律相談所は、都市部の方が利用しやすい傾向にある（[法律扶助](#)を参照）。
- 2.1.13 インドでは死刑制度が維持されており、2024 年時点で 564 人が死刑囚として収監されている。下級裁判所は死刑を言い渡すことができるが、判決は上級裁判所による確認が必要であり、その大半は破棄されるか、終身刑に減刑される。最高裁は 2024 年に死刑判決を確定させず、記録上最後の死刑執行は 2020 年であった（[死刑](#)を参照）。
- 2.1.14 少数派集団に対する効果的な保護に関する詳細については、国別政策情報ノートの[インド：宗教的少数派並びに指定カースト及び指定部族](#)、[インド：性的指向並びにジェンダー同一性及び表現](#)並びに[インド：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性たち](#)を参照。
- 2.1.15 国家による保護の評価に関する更なる指針については、庇護手順における[信ぴょう性の評価及び難民認定の評価に関する指示](#)を参照

[目次へ戻る](#)

3. 認定

- 3.1.1 インドは指定国リストに入っているため、申請が却下された場合、2002 年国籍・移民・庇護法第 94 条第 3 項に基づく認定の対象として検討されなければならない。当該申請が明らかに根拠がないと判断される場合、第 94 条第 3 項に基づき、その旨を証明しなければならない。
- 3.1.2 申請が却下された場合、2002 年国籍・移民・庇護法第 94 条に基づき、当該申請は「明らかに根拠がない」と認定され得る可能性が高い。
- 3.1.3 認定に関する更なる指針については、[2002 年国籍・移民・庇護法第 94 条に基づく保護及び人権請求の証明（明らかに根拠を欠く請求）](#)を参照。

[目次へ戻る](#)

国情報

国情報について

本セクションは、[調査方法](#)に沿って収集、照合及び分析された、公開されている又は開示可能な出身国情報（COI）を含んでいる。本セクションは、評価の証拠基盤を提供しており、[評価について](#)で述べられているとおり、同評価は現在の客観的状況に関する指針である。

本構成及び内容は、本ノート の範囲に関連する一般的及び具体的なトピックを定めた[取り決め](#)に従っている。

本書は、包括的であることを意図しているが、網羅的なものではない。特定の出来事、人物又は組織について言及されていないからといって、その出来事が起きた若しくは起きなかった、又はその人物若しくは組織が存在する若しくは存在しないということではない。

収録された出身国情報（COI）は、**2025 年 9 月 29 日**以前に公表又は公開されたものである。この日より後に発生した出来事又は公表された報告書は含まれない。

決裁権者は、該当する COI を決定の証拠資料として使用しなければならない。

[目次へ戻る](#)

4. 法的枠組み

4.1 国際人権条約

4.1.1 インドは、9 つの中核的国際人権文書のうち 6 つを批准している。¹

国際人権文書	批准／加盟
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（CERD）	1968
市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）	1979
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）	1979
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）	1993
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（CAT）	1997 年（署名のみ）
児童の権利に関する条約（CRC）	1992
全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約（CMW）	-
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（CED）	2007 年（署名のみ）
障害者の権利に関する条約（CRPD）	2007

¹ OHCHR, [Status of ratification interactive dashboard](#), no date

- 4.1.2 世界拷問防止機構（World Organisation Against Torture : OMCT）の 2025 年世界拷問指数は、26 か国において²、国際人権基準に照らして国内法制度、公共政策及び効果を評価するデータ主導型ツールと説明されており、2023 年及び 2024 年に収集されたデータに基づき 2025 年 7 月 7 日に公表された。同指数は次のように記している。「……拷問を憲法で禁止しているにもかかわらず、拷問又は「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰」CIDTP を犯罪化する具体的な国内法は存在せず、国連拷問禁止条約（UNCAT）及びその選択議定書を含む主要な国際条約は未批准のままである……」³
- 4.1.3 同報告書は次のように指摘した。「インドは、国際的な監視機構との関与が最小限にとどまっている。政府は国連拷問問題特別報告者に公式に訪問を要請したものの、実際にはその訪問を事実上阻止してきた。過去 5 年間にわたり、インドは同報告者からの連絡の 50%未満にしか回答しておらず、実質的な情報は最小限しか提供していない。」⁴

[目次へ戻る](#)

4.2 憲法

- 4.2.1 2023 年憲法（第 106 次改正）までの改正を組み込むため 2024 年 5 月 1 日に更新された[インド憲法](#)は、平等に関する基本的権利、ジェンダー、宗教及びカーストに基づく差別の禁止、生命の保護、信教の自由並びに搾取からの保護を保障する規定を定めている⁵。
- 4.2.2 逮捕及び拘禁に関する具体的な規定について、インド憲法は、遡及処罰、二重の処罰及び自己負罪の禁止により個人を保護している（第 20 条）。インド憲法は、罪状を知らされる権利、弁護士へのアクセス及び 24 時間以内に治安判事の前に出頭することを含む、違法な逮捕に対する保護措置を保障している（第 22 条）。2 か月を超える予防拘禁には、独立委員会による審査が必要である。憲法は、費用を負担できない者に対する無料の法律扶助を通じて、司法への平等なアクセスも保障している（第 39A 条）⁶。

[目次へ戻る](#)

4.3 法律

- 4.3.1 1860 年刑法及び 1973 年刑事訴訟法は、犯罪防止及び処罰に関する現行法である 2023 年[バーラティヤ・ニヤーヤ・サンヒタ（Bharatiya Nyaya Sanhita）](#)及び 2023 年[バーラティヤ・ナガリク・スラクシャ・サンヒタ（Bharatiya Nagarik Suraksha Sanhita）](#)に置き換えられた。これらは 2023 年 12 月 25 日に官報掲載され、2024 年 7 月 1 日に施行された⁷。
- 4.3.2 1872 年インド証拠法は、インドの裁判所における証拠能力を規律する 2023 年[バーラティヤ・サークシャ・アディニヤム（Bharatiya Sakshya Adhinyam）](#)に置き換えられた⁸。
- 4.3.3 逮捕及び拘禁の権利に関して、2023 年の出来事を対象とし、2024 年 4 月 22

² OMCT, [Global Torture Index Methodology](#), undated

³ OMCT, [Global Torture Index 2025: India Factsheet](#), 7 July 2025

⁴ OMCT, [Global Torture Index 2025: India Factsheet](#), 7 July 2025

⁵ GoI, [Constitution of India](#) (Preface and Part III), 1 May 2024

⁶ GoI, [Constitution of India](#), 1 May 2024

⁷ GoI, [Highlights of New Criminal Laws](#), 30 July 2024

⁸ GoI, [Bharatiya Sakshya Adhinyam](#), 25 December 2023

日に公表された米国国務省人権報告書（USSD 2023 年報告書）は、次のように述べた。

「逮捕された者は、当局が安全保障上のリスク、テロ又は反政府活動に関する懸念を理由として予防拘禁法に基づき容疑者を拘束した場合を除き、逮捕から 24 時間以内に裁判官の前に連行されなければならなかった。警察が予防拘禁に基づき拘禁した場合、警察は訴追することなくその者を最大 30 日間拘禁することができ、裁判所は、訴追前に最大 90 日間の拘禁を許可することができた。標準的な刑事手続の下では、訴追されなかった場合、当局は 90 日後に被告人を保釈しなければならなかったが、裁判所はこの期間を 180 日まで延長することができた。」⁹USSD 2024 年報告書は、刑事司法立法に関する情報を含んでいなかった¹⁰。しかし、2024 年報告書は前年までと比べて著しく短く、特定のトピックに関する記述が少ない。

4.3.4 同報告書は次のように述べた。「国家安全保障法は、警察が安全保障上のリスクとみなされる者を、訴追又は裁判なしに最長 1 年間拘禁することを認めていた……国家安全保障法は……当局に対し、被拘禁者に拘禁の理由を 5 日以内、例外的な事情がある場合には最長 15 日以内に通知することを義務付けていた。人権活動家らは、これらの規定が遵守されなかった事例を指摘した。」¹¹

4.3.5 オーストラリア外務貿易省（Australian Department for Foreign Affairs and Trade : DFAT）が 2023 年 9 月 29 日に公表したインドに関する国別情報報告書は、「…DFAT の現地での知見及びインド国内の様々な情報筋との協議…政府及び非政府の情報源からの情報…」¹²に基づくものであり（DFAT 2023 年報告書）、次のように述べた。

「『予防拘禁』として知られる拘禁の形態は、通常の刑事訴訟法の枠外に存在する。1980 年国家安全保障法に基づき、連邦政府又は州政府は、国家安全保障又は公共秩序を害すると考えられる者を拘禁することができる。州法も、この種の拘禁を規定している場合がある。これらの法律は、紛争の影響を受けた地域に適用される可能性が最も高いが、その他の場合にも使用されてきた。最高裁判所は 2021 年 8 月、予防拘禁を認めるテランガナ危険活動防止法の適用は、詐欺で告発された者に対しては認められないとの判断を示した。」¹³

4.3.6 追加の法律について、同報告書は次のように述べた。

「違法活動防止法（Unlawful Activities Prevention Act : UAPA）は、反政府活動及びテロに関連する事件において、当局に対し、訴追なしに最長 180 日間、人を拘禁する権限を与えていた。UAPA には、特にテロ容疑者に対して、厳しい保釈規定が設けられていた。また、州政府も UAPA に基づく正式な訴追を行う前に、保釈なしに長期間にわたって人々を拘禁していたと報じられている。市民社会組織は、中央政府が国家安全保障を装って UAPA を利用し、人権活動家、少数派集団の構成員及びジャーナリストを標的とし、恣意的に拘禁していることに懸念を表明した。」¹⁴

⁹ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1d), 22 April 2024

¹⁰ USSD, [2024 Country Reports on Human Rights Practices: India](#), 12 August 2025

¹¹ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1d), 22 April 2024

¹² DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 1.4), 29 September 2023

¹³ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 4.28), 29 September 2023

¹⁴ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1d), 22 April 2024

- 4.3.7 2024 年 6 月 26 日、査読付きオープンアクセス誌 International Journal of Criminal, Common and Statutory Law¹⁵に掲載された、ウツタル・プラデシュ州マハトマ・ジョティバ・フーレ・ロヒルカンド大学（Mahatma Jyotiba Phule Rohilkhand University）法学部助教授アヌシュカ・ムールチャンドニ（Anushka Moolchandani）¹⁶による、BNS と旧刑法典を比較する学術論文は、BNS に導入された主要な変更点として、規定の統合、用語及び定義の現代化、インド国外への管轄権の拡大、並びに財産、女性及び子ども、人体、組織犯罪及びテロ行為、国家及び公共の平穩に対する特定の犯罪を挙げた¹⁷。
- 4.3.8 BNS、BNSS 及び BSA による主要な変更について、2024 年 7 月 3 日、内務省のプレスリリースは、個人の権利及び保護に影響を及ぼす新刑事法の主要規定を強調した¹⁸（表は MHA プレスリリースの情報に基づき CPIT が作成）。

事件をオンラインで報告	現在では、警察署に直接出向く必要なく、電子通信により事件を報告することができる。これにより、より容易かつ迅速な報告が可能となり、警察による速やかな対応が促進される。
どの警察署でもFIRを提出できる	ゼロFIRの導入により、管轄にかかわらず、どの警察署でも第一情報報告書（FIR）を提出できる。これにより、法的手続の開始における遅延が解消され、犯罪の即時報告が確保される。
FIRの無料コピー	被害者はFIRの写しを無料で受け取ることができ、これにより法的手続への参加が保障される。
逮捕時に通知する権利	逮捕された者は、自身の状況について自ら選んだ者に通知する権利を有する。これにより、逮捕された者への即時の支援と援助が確保される。
逮捕情報の掲示	逮捕の詳細は、警察署及び地区本部内に目立つように掲示され、逮捕された者の家族及び友人が重要な情報に容易にアクセスできることになっている。
迅速な捜査	新法は、女性及び子どもに対する犯罪の捜査を優先しており、情報の記録から2か月以内に適時完了することを確保している。
警察報告書、その他の書類の提供	被告人及び被害者の双方が、FIR、警察報告書/起訴状、供述、供述調書、その他の文書の写しを14日以内に受領する権利を有する。
限定的な延期	裁判所は、不要な審理遅延を避け、迅速な司法の実現を図るために、延期を最大2回まで認めている。

¹⁵ IJCCSL, [Home](#), no date

¹⁶ Moolchandani, A, [A paradigm shift in Indian criminal law: Comparative analysis...](#), 26 June 2024

¹⁷ Moolchandani, A, [A paradigm shift in Indian criminal law: Comparative analysis...](#), , 26 June 2024

¹⁸ MHA, [Highlights of New Criminal Laws](#), 30 July 2024

ジェンダーの包摂性	「ジェンダー」の定義は現在、トランスジェンダーの個人を含んでおり、包摂性及び平等が促進されている。
電子モードによる全ての手続	全ての法的手続を電子的に実施することにより、新法は被害者、証人及び被告人に利便性をもたらし、それによって法的手続全体を合理化し、迅速化している。
供述の音声・映像記録	被害者への保護を強化し、強姦罪に関する捜査の透明性を確保するために、警察は被害者の供述を音声・映像によって記録しなければならない。
警察署への出頭免除	女性、15歳未満の者、60歳を超える者、並びに障がい又は急性疾患を有する者は、警察署への出頭を免除される。
社会奉仕活動	新法は、軽微な犯罪について社会奉仕を導入し、個人の成長及び社会的責任を促進している。社会奉仕活動を通じて、犯罪者は社会に積極的に貢献し、過ちから学び、地域社会との絆を深める機会を得ることができる。
犯罪の重大性に応じた罰金設定	新法により、特定の犯罪に対する罰金は犯罪の重大性に応じて設定され、公正かつ相応な処罰が確保されるとともに、将来の犯罪を抑制し、司法制度に対する国民の信頼を維持することとなった。

4.3.9 中央警察訓練アカデミー（Central Academy for Police Training : CAPT Bhopal）は、[BNS](#)、[BNSS](#) 及び [BSA](#) と旧インド刑法典との変更点を強調する要約表を公表した。

4.3.10 インドの非政府組織であるコモン・コーズ（Common Cause）¹⁹及び開発社会研究センター（Centre for the Study of Developing Societies : CSDS）の研究プログラムであるロクニティ（Lokniti）は、公式データ並びに「...16州及び首都の警察署、警察詰所及び裁判所など 82 か所における様々な階級の警察官 8,276 人...」²⁰からの調査回答に基づき、2025 年に『インド警察の現状報告書』を公表した（SPIR 2025 年報告書）。SPIR 2025 は次のように述べた。「...BNSS 第 170 条に基づく予防逮捕は、犯罪を行う可能性があるという疑いのみに基づき、警察が個人を拘禁することを可能にするものであり、極めて限定的な状況でのみ使用されるべきである。法律では、犯罪の発生を防ぐ他の手段がない場合に限り警察官は予防的逮捕を行うことができると定められている。「第 170 条に基づく拘禁は 24 時間を超えてはならない.....」

²¹

4.3.11 SPIR 2025 報告書は次のように指摘している。

¹⁹ Common Cause, [Who We Are](#), no date

²⁰ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 20), 2025

²¹ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 40), 2025

「...調査では、警察官に対し、逮捕から 24 時間以内に逮捕された者を司法判事の前に出頭させることがどの程度現実的であるかを尋ねた。回答によると、回答者の半数をわずかに上回る者（56%）が、逮捕された者を逮捕から 24 時間以内に裁判官又は司法判事の前に出頭させることは「常に」実行可能であると述べた一方、30%は「時には」可能であるにすぎないと考えていることが明らかになった.....また、回答者の少なくとも 10 人に 1 人は、逮捕された者を逮捕から 24 時間以内に司法判事の前に出頭させることは「ほとんど実行不可能」（8%）又は「全く実行不可能」（3%）であると述べた。」²²

4.3.12 [公判前拘禁](#)及び[死刑](#)も参照

[目次へ戻る](#)

5. 法執行を担当する組織

5.1 組織体制及び責任

5.1.1 2024 年 10 月 4 日に公表された米国海外安全保障諮問協議会（US Overseas Security Advisory Council : OSAC）のインド国別安全保障報告書は、次のように述べた。「州及び連邦直轄領は、中央政府による政策上の監督の下、法及び秩序の維持に第一義的な責任を負っている。警察は州の管轄下にある。内務省は、ほとんどの準軍事部隊、国内情報局及び国家法執行機関を管理し、州警察の幹部職員に研修を提供している.....」²³

5.1.2 2009 年、内閣経済委員会（Cabinet Committee on Economic Affairs : CCEA）は、犯罪・犯罪者追跡ネットワーク及びシステム（Crime and Criminal Tracking Network and Systems: CCTNS）計画を承認した²⁴。国家犯罪記録局によると、「CCTNS は、電子政府の原則の採用及び全国的なネットワーク基盤の構築を通じて、警察活動の効率性及び実効性を高めるための包括的かつ統合的なシステムを構築し、『犯罪捜査及び犯罪者の発見』を中心とする IT 対応の最新追跡システムを発展させることを目的としている。」²⁵

[目次へ戻る](#)

5.2 インド警察サービス

5.2.1 日付不明のインド警察サービスのウェブサイトページが次のように述べた。「インド警察サービス（Indian Police Service : IPS）は、インド憲法第 312 条に基づき設置された 3 つの全インドサービスの 1 つである。IPS 職員は、州及び中央の双方の警察組織に対し、上級レベルの指導力を提供している。内務省（MHA）の警察局は、IPS の幹部管理並びに幹部構成、採用、研修、幹部配属、任用確認、登用、出向、給与及び手当、IPS 職員の懲戒事項などの政策決定を担当している.....」²⁶

5.2.2 警察研究開発局（Bureau of Police Research and Development : BPRD）が、2022 年の警察組織に関するデータを含む 2024 年 4 月 3 日公表の報告書（BPRD 2022 年報告書）において、警察官対市民人口比率は市民 10 万人当たり 196.88 人であったと述べた。この総数は、文民警察、地区武装予備隊（District Armed Reserve : DAR）警察、武装警察及びインド予備大隊

²² Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 90), 2025

²³ OSAC, [India Country Security Report](#), 4 October 2024

²⁴ NCRB, [Crime and Criminal Tracking Network & Systems \(CCTNS\)](#), no date

²⁵ NCRB, [Crime and Criminal Tracking Network & Systems \(CCTNS\)](#), no date

²⁶ IPS, [Home](#), no date

(Indian Reserve Battalion : IRB) 警察の人数から算出された²⁷。本稿執筆時点で、BPRD 2022 年報告書は、警察組織に関するデータについて最新の報告書であった。

- 5.2.3 ガバナンスに焦点を当てる組織である Bureaucrats India は、2024 年 12 月 13 日付けの記事において、2024 年 1 月 1 日時点で、IPS 職員の認可定員 5,055 人に対し、4,469 人が在職していたと述べた²⁸。

[目次へ戻る](#)

5.3 州警察部隊

- 5.3.1 DFAT 2023 年報告書は、次のように述べた。「インド憲法は、警察及び公共秩序に関する責任を州に委譲している……」²⁹

- 5.3.2 BPRD 報告書は、2022 年の州警察部隊における警察官数に関するデータを提供した（本稿執筆時点で入手可能であった最新の包括的データセット）。認可定員とはポスト数を指し、実員数とは在職している警察官数を指す³⁰。以下の表は、各州の警察組織数に関する BPRD のデータをもとに CPIT が作成したものである。

警察職員	2022年認可定員	2022年実員数
文民警察	1,834,000	1,432,000
地区武装予備隊警察 (DAR)	326,000	239,000
州特別武装警察	563,000	472,000
合計	2,723,000	2,141,000

- 5.3.3 BPRD 2022 年報告書は、各州における警察官対市民人口比率に関する統計を示した³¹（表は BPRD データに基づき CPIT が作成）。

州	人口10万人あたりの警察官総数
アンドラ・プラデシュ州	167.67
アルナーチャル・プラデシュ州	785.71
アッサム州	175.57
ビハール州	75.16
チャッティースガル州	217.47
ゴア州	505.63
グジャラート州	127.82
ハリヤーナ州	198.95
ヒマーチャル・プラデシュ州	231.06
ジャールカンド州	162.73

²⁷ BPRD, [Data on Police Organisations](#) (page 51), 1 April 2024

²⁸ Bureaucrats India, [India's top services...](#), 13 December 2024

²⁹ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.4), 29 September 2023

³⁰ BPRD, [Data on Police Organisations](#) (page 18 and 19), 1 April 2024

³¹ BPRD, [Data on Police Organisations](#) (page 76), 1 April 2024

カルナータカ州	142.37
ケララ州	149.60
マディヤ・プラデシュ州	121.76
マハーラーシュトラ州	136.45
マニプール州	900.63
メガラヤ州	420.25
ミゾラム州	619.74
ナガランド州	1,189.33
オディシャ州	122.59
パンジャーブ州	237.12
ラージャスターン州	120.39
シッキム州	862.94
タミル・ナードゥ州	154.25
テランガナ州	165.88
トリプラ州	537.65
ウッタル・プラデシュ州	133.86
ウッタラーカンド州	177.25
西ベンガル州	97.66

- 5.3.4 都市部と農村部における警察署の所在地について、BPRD 2022 年報告書は、合計 17,932 の警察署のうち、9,429 署が農村部、5,432 署が都市部、3,443 署が専門警察署（汚職対策、女性及び子どもに対する犯罪、薬物、サイバー犯罪³²⁾）であったと述べている³³⁾。
- 5.3.5 都市部と農村部における警察詰所・派出所の設置状況について、同報告書は、合計 9,129 か所のうち、5,042 か所が農村部に、3,341 か所が都市部に所在していると指摘している³⁴⁾。
- 5.3.6 インド警察サービスの構成について、DFAT 2023 年報告書は次のように述べた。「インドの警察部隊には女性構成員が少なく（警察官の約10%）、インド社会の保守的かつ性別分離的な性質を踏まえると、このことが女性による犯罪報告を妨げている可能性が高い……」³⁵⁾
女性による犯罪報告に関する詳細については、[国別政策及び情報ノート インド：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性](#)を参照。
- 5.3.7 OSAC の 2024 年報告書は次のように述べた。「ニューデリーにおける警察官対市民の比率は約 144 対 100,000 であり、世界平均の 350 対 100,000 を大きく下回っている。インドにおける警察官対市民の比率は、およそ 152.8 対 100,000 である。人口が 2,100 万人を大きく超え、人口密度が 1 平方マイル当たり 29,000 人を超える中で、警察活動は困難な任務である……」³⁶⁾。OSAC 2024 年報告書は、このデータに関する参照文献を含んでいないが、同じデータは以前の OSAC 2022 年報告書に含まれていた。
- 5.3.8 2024 年 12 月 12 日、人事・公的苦情・年金省（Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions）は、2024 年 1 月 1 日時点のインド行政サービス

³²⁾ BPR&D, [Data on Police Organisations](#) (page 37), 1 April 2024

³³⁾ BPR&D, [Data on Police Organisations](#) (page 37), 1 April 2024

³⁴⁾ BPR&D, [Data on Police Organisations](#) (page 37), 1 April 2024

³⁵⁾ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.5), 29 September 2023

³⁶⁾ OSAC, [India Country Security Report](#), 4 October 2024

(IAS)、インド警察サービス (IPS) 及びインド森林サービス (IFS) 職員の定員に関する議会質問への書面回答を公表し、その中には以下の統計が含まれていた³⁷ (表は、2024 年 1 月 1 日時点の IPS 職員の総認可定員及び在職者数のデータに基づき CPIT が作成)。

州/直轄領	10万人当たり総認可定員	10万人当たり在職職員数
アンドラ・プラデシュ州	144	131
アルナーチャル・プラデシュ州、ゴア州、ミゾラム州及び連邦直轄領	457	145
アッサム州、メガラヤ州	195	162
ビハール州	242	225
チャッティースガル州	142	129
グジャラート州	208	194
ハリヤーナ州	144	128
ヒマーチャル・プラデシュ州	94	84
ジャールカンド州	158	147
カルナータカ州	224	193
ケララ州	172	134
マディヤ・プラデシュ州	319	271
マハーラーシュトラ州	317	299
マニプール州	91	66
ナガランド州	80	64
オディシャ州	195	132
パンジャーブ州	172	143
ラージャスターン州	222	208
シッキム州	32	28
タミル・ナードゥ州	276	234
テランガナ州	139	130
トリプラ州	69	66
ウッタラーカンド州	75	70
ウットル・プラデシュ州	541	499
西ベンガル州	347	317
合計	5055	4469

[目次へ戻る](#)

5.4 情報機関

³⁷ MPPG&P, [Parliament Question: Strength of IAS, IPS, and IFS Officers](#), 12 December 2024

- 5.4.1 インドを拠点とするメディア及びコミュニケーション複合企業であるジャグラン・プラカشان・リミテッド（Jagran Prakashan Limited : JPL）³⁸が開設した日付不明の教育ウェブポータル³⁹は、インドの情報機関を列挙している。

「...国家捜査局（National Investigation Agency : NIA）は、内務省（MHA）の監督の下、テロ対策を担うインドの主要機関である。NIA は、各州から特別な許可を得ることなく、国内のテロ関連犯罪を捜査している。NIA はさらに、海外におけるインドの権益を標的とする攻撃も捜査している。

「内務省（MHA）所管の国家犯罪記録局（NCRB）は、IPC 及び SLL に基づく犯罪データの収集及び分析を扱っている。同局は、捜査官が犯罪を容疑者と結び付けるのを支援するために、犯罪及び犯罪者に関する情報の保管機関として機能している。

「.....インドの主要な捜査機関である中央捜査局（Central Bureau of Investigation : CBI）は、人事・公的苦情・年金省の管轄下で活動している.....同局は、インターポールとの連絡におけるインドの指定された単一連絡窓口である。

「.....情報局（Intelligence Bureau : IB）は、インドの国内治安及び防諜機関である。同庁は、内務省（MHA）所管である。」⁴⁰

- 5.4.2 2024 年 2 月 26 日、インドの新聞パイオニア（Pioneer）⁴¹の記事は次のように述べた。「.....14 の情報機関が存在し、それぞれが異なる、時に重複する責任を有している.....しかし、根強い問題は、これらの機関間の連携不足に起因している。国家情報長官又は調整大臣が不在であることが、この問題を悪化させている。説明責任は依然として懸念事項である。」⁴²

- 5.4.3 BPRD 報告書は、情報を扱う特別部（Special Branch）の職員数に関して、2022 年には「.....特別部の認可定員 52,116 人に対し、実際に配置されていた警察職員は 37,641 人であった」と指摘した。⁴³

- 5.4.4 2025 年 5 月 7 日、ロンドンを拠点とするインテリジェンス企業であるグレイ・ダイナミクス（Grey Dynamics）⁴⁴の記事は次のように述べた。「調査分析局（Research and Analysis Wing : RAW）は、インドの主要な情報機関の 1 つである。RAW は、インドの中核的な情報機関の 1 つとして.....その主な任務は、困難な意思決定を容易にするために、戦略的かつ包括的な情報を政府に提供することである.....」⁴⁵

[目次へ戻る](#)

5.5 軍隊

- 5.5.1 米国中央情報局（Central Intelligence Agency : CIA）のワールド・ファクトブックは、2025 年、インド軍（Indian Armed Forces : IAF）には陸軍、海軍、空軍及び沿岸警備隊が含まれ、「情報は異なるが、現役のインド軍は約 150 万人で、そのうち陸軍は約 125 万人である」と指摘した。⁴⁶

³⁸ JPL, [Group profile](#), undated

³⁹ Jagran Josh Education Web Portal, [About us](#), undated

⁴⁰ Jagran Josh Education Web Portal, [List of Intelligence Agencies in India](#), 10 July 2023

⁴¹ The Pioneer, [About Us](#), no date

⁴² The Pioneer, [Revamping India's intelligence network](#), 26 February 2024

⁴³ BPRD, [Data on Police Organisations](#) (page 18), 1 April 2024

⁴⁴ Grey Dynamics, [Our story](#), no date

⁴⁵ Grey Dynamics, [Research and Analysis Wing \(R&AW\): Inside India's Foreign...](#), 7 May 2025

⁴⁶ CIA World Factbook, [India](#) (Military and Security), 21 July 2025

- 5.5.2 DFAT 2023 年報告書は、次のように述べた。「非常事態が宣言された場合、軍は 1958 年軍隊（特別権限）法（Armed Forces (Special Powers) Act 1958）に基づき、重大な権限を帯びる。同法は、治安部隊に対し、令状なしで住居を捜索し、人や施設を捜索又は逮捕し、発見次第発砲することを認めている。これらの権限は、ジャンムー・カシミール州のほか、分離主義勢力が広がっている国内の一部地域で効力を有している。批判者らは、同法により軍構成員が処罰を受けない状態になっていると主張している。」⁴⁷
- 5.5.3 同 DFAT 報告書は次のように述べた。「1958 年軍隊（特別権限）法（AFSPA）は、ナガランド州、マニプール州、アッサム州及びアルナーチャル・プラデシュ州の一部など、紛争の影響を受けた州で施行されている……同法は、中央政府が州又は連邦直轄領を「騒乱地域」に指定することを認め、当該州の治安部隊に対し、「法と秩序を維持する」ために致死力的武力を用いること、及び「合理的な疑いが存在する」者を、逮捕理由を告知することなく逮捕することを認めている。」⁴⁸
- 5.5.4 同 DFAT 報告書は次のように指摘している。「大多数のインド人は、軍とほとんど接点がない……」⁴⁹

[目次へ戻る](#)

5.6 給与、訓練及びリソース

- 5.6.1 訓練に関する支出について、2022 年 BPRD 報告書は次のように指摘した。「……2022～23 年には、全インドレベル [インドの全警察部門全体] で警察訓練に 181 億 3,770 万ルピー [1 億 5,566 万 814 英ポンド⁵⁰] が支出された……訓練に対する最大の支出、すなわち 29 億 4,560 万ルピー [2,525 万 2,603 英ポンド⁵¹] は、デリー警察によるものであった。」⁵²
- 5.6.2 州運営の訓練センター数に関して、同報告書は次のように指摘した。「2023 年 1 月 1 日現在、UT 警察が運営する訓練機関は合計 18 か所であった……訓練機関の数が最も多いのはテランガーナ州警察の 33 か所で、これにアンドラ・プラデシュ州警察の 23 か所が続いた。」⁵³
- 5.6.3 連邦直轄領（Union Territory: UT）が運営する訓練センター数に関して、同報告書は次のように述べた。「2023 年 1 月 1 日現在、UT 警察が運営する訓練機関は合計 18 か所であった。「訓練機関の最高数は 7 か所で…デリー警察もこれに該当した……」⁵⁴
- 5.6.4 職員の採用に関して、同報告書は、2022 年に警察巡査 63,656 人が採用され、そのうちグジャラート州で 10,459 人の巡査が採用されたと指摘した。2022 年に訓練を受けた新規採用の警察職員は、合計 90,751 人であった⁵⁵。
- 5.6.5 通信機器に関して、同報告書は、282 の警察署には無線機又は携帯電話がなく、58 の警察署には車両がなかったと述べている。ただし、一部の警察署は戦術上の理由により車両を保有していないとされている⁵⁶。

⁴⁷ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.1), 29 September 2023

⁴⁸ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 4.6 and 4.7), 29 September 2023

⁴⁹ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.3), 29 September 2023

⁵⁰ Xe.com, [18,137,700,000 INR to GBP - Convert Indian Rupees to British Pounds](#), 4 July 2025

⁵¹ Xe.com, [2,945,600,000 INR to GBP - Convert Indian Rupees to British Pounds](#), 4 July 2025

⁵² BPRD, [Data on Police Organisations](#) (page 31), 1 April 2024

⁵³ BPRD, [Data on Police Organisations](#) (page 49), 1 April 2024

⁵⁴ BPRD, [Data on Police Organisations](#) (page 49), 1 April 2024

⁵⁵ BPRD, [Data on Police Organisations](#) (page 48), 1 April 2024

⁵⁶ BPRD, [Data on Police Organisations](#) (page 41), 1 April 2024

- 5.6.6 警察署の設備に関して、DFAT 2023 年報告書は次のように述べた。
「一部のメディア報道は、犯罪と闘うための装備が不十分な警察部隊もあると主張しているが、これは場所によって異なる可能性が高い。警察署は、水道やトイレなどの基本的設備を利用できない場合がある。2023 年 3 月、内務担当国務大臣は、数十の警察署が車両を利用できず、数百の警察署が電話を利用できないことを認めた。一部の警察官は、過重労働や十分な訓練を受けていないことに不満を漏らしている。」⁵⁷
- 5.6.7 訓練及びリソースに関して、OSAC 2024 年報告書は、「……巡回警察官の基本的装備及び正式な訓練の不足……」があると指摘した。⁵⁸OSAC 2024 年報告書は、警察官が基本的装備又は正式な訓練を欠いている分野について具体例を示しておらず、同じ情報が前回の 2022 年報告書にも含まれていた。
- 5.6.8 2025 年 6 月 3 日、インド公務員試験の予備校サービスであるヴァジラム・アンド・ラヴィ (Vajiram and Ravi)⁵⁹のウェブサイトは、IPS の初任給は月額 56,100 インドルピー⁶⁰ [481 英ポンド⁶¹] であり、最高給与は警察長官の月額 225,000 インドルピー [1,930 英ポンド⁶²] であると述べた⁶³。
- 5.6.9 同ウェブサイトは、IPS 職員が、住宅家賃手当又は政府提供住宅、医療給付、生活費調整手当、補助付きの電気及び水道などの福利厚生を受けることができる」と指摘した⁶⁴。
- 5.6.10 2025 年 4 月に公表された 6 つの非政府組織の協力により作成された全国定期報告書で、「……司法制度の 4 つの柱である警察、刑務所制度、司法制度及び法律扶助の能力を測定する……」ものであるインド司法報告書 2025 (India Justice Report 2025 : IJR 2025 報告書) によれば、2025 年 1 月 1 日現在、裁判官対人口の総比率は 100 万人当たり 15.9 人であった⁶⁵。IJR 2025 報告書は次のように指摘した。「2020 年から 2023 年までの間に、全国の訓練機関数は 203 か所から 236 か所に増加した。これらの州立機関は、合計約 22 ラク [220 万人] の警察職員の訓練ニーズに対応している……全国では、2023 年 1 月現在、各施設が平均して 12,000 人弱の職員に対応しており、2022 年よりも負担はわずかに低い。」⁶⁶
- 5.6.11 OMCT 世界拷問指数 2025 は次のように指摘した。「……2020 年 12 月のパリムヴィル・シン対バルジット・シン事件では、インド最高裁判所が、警察署及び中央捜査機関の事務所における CCTV カメラの設置を義務付ける指針を発出し、カメラの機能、設置場所、映像の保存及びアクセスなどの事項を対象とした。しかし、遵守状況は依然として不十分であり、2,701 の警察署にはカメラが全く設置されていない。カメラが設置されている場所では、そのほとんどが、撮影範囲、技術的機能、及び保存容量に関する裁判所の基準を満たしていない。」⁶⁷
- 5.6.12 IPS の欠員に関して、ビューロクラツ・インディア (Bureaucrats India)

⁵⁷ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.7), 29 September 2023

⁵⁸ OSAC, [India Country Security Report](#), 4 October 2024

⁵⁹ Vajiram&Ravi, [About Us](#), 1 February 2025

⁶⁰ Vajiram&Ravi, [IPS Salary 2025, Grade Pay, Perks & Allowances, Per Month Salary](#), 3 June 2025

⁶¹ Xe.com, [56,100 INR to GBP - Convert Indian Rupees to British Pounds](#), 4 July 2025

⁶² Xe.com, [225,000 INR to GBP - Convert Indian Rupees to British Pounds](#), 4 July 2025

⁶³ Vajiram&Ravi, [IPS Salary 2025, Grade Pay, Perks & Allowances, Per Month Salary](#), 3 June 2025

⁶⁴ Vajiram&Ravi, [IPS Salary 2025, Grade Pay, Perks & Allowances, Per Month Salary](#), 3 June 2025

⁶⁵ IJR, [India Justice Report 2025](#) (page 22), April 2025

⁶⁶ IJR, [India Justice Report 2025](#) (page 47), April 2025

⁶⁷ OMCT, [Global Torture Index 2025: India Factsheet](#), 7 July 2025

は次のように指摘した。「連邦政府は、..... [2024 年 1 月 1 日現在] 全国でインド警察サービス (IPS) の 586 ポストが欠員のままである..... [5,055 ポスト中] 欠員が続いているのは、退職、昇進の遅れ、州幹部の問題など、複数の要因が重なっているためである。」⁶⁸

[目次へ戻る](#)

6. 治安部隊の能力

6.1 第一情報報告書 (FIR)

- 6.1.1 インドの NCRB が 2023 年 12 月 1 日に公表した、2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの期間を対象とする「インドの犯罪」報告書（執筆時点で最新版）は、連邦直轄領及び州警察、中央武装警察部隊並びに中央警察組織から得たデータに基づく犯罪統計を提供した。⁶⁹NCRB 2022 年報告書は、インド全土で警察に対して行われた苦情申立ての件数及び IPC 並びに SLL に基づき登録された FIR の総数に関する統計を含んでいた⁷⁰ (NCRB のデータに基づき CPIT が作成した表)。

苦情申立て件数	登録されたFIR件数	オンライン／eFIR登録件数	登録されたFIRの総数
16,638,680	5,624,065	200,881	5,824,946

- 6.1.2 DFAT 2023 年報告書は次のように述べた。

「インド警察に対処する際の重要な考慮事項は、第一情報報告書 (FIR) が作成されるかどうかである。これらは、警察が刑事捜査を開始する前に作成する最初の報告書である。警察を批判する者たちは、警察が FIR の登録を拒否することが多いと主張している。実際には、警察の対応は個々の警察官によって異なり、恣意的となる可能性がある。FIR が登録されない結果として、その犯罪は捜査されず、警察による救済は利用できないことになる。FIR は警察捜査の最初の行為であるため、FIR なしにその後の警察捜査を行うことはできない。例えば、性的暴行事件において FIR が登録されない場合、警察が手配する医学的検査も、医療的ケアも、供述聴取も進められない。」⁷¹

[目次へ戻る](#)

6.2 犯罪率及び逮捕率

- 6.2.1 NCRB 2022 年統計によると、記録された犯罪は合計 5,824,946 件であり、その内訳は、IPC に基づく犯罪 3,561,369 件及び SLL に基づく犯罪 2,263,567 件であった (SLL 犯罪は、物品税法、1985 年麻薬及び向精神物質法、武器法の関連犯罪を含む)⁷²。
- 6.2.2 同報告書は、逮捕者が合計 5,390,233 人であり、その内訳は、IPC に基づく 3,561,379 件の事件に関連して逮捕された者 3,228,322 人、及び SLL に基づく 226,567 件の事件に関連して逮捕された者 2,161,911 人であったと指摘した⁷³。
- 6.2.3 逮捕及び捜査に関して、同報告書は以下の数字を示した⁷⁴ (CPIT 作成表)。

⁶⁸ Bureaucrats India, [India's top services....](#), 13 December 2024

⁶⁹ NCRB, [Crime in India 2022 Volume I](#) (pages v and vi), 1 December 2023

⁷⁰ NCRB, [Crime in India 2022 Volume I](#) (page 1), 1 December 2023

⁷¹ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.6), 29 September 2023

⁷² NCRB, [Crime in India 2022 Volume I](#) (pages xi), 1 December 2023

⁷³ NCRB, [Crime in India 2022 Volume I](#) (pages xviii), 1 December 2023

⁷⁴ NCRB, [Crime in India 2022 Volume I](#) (pages xvi), 1 December 2023

犯罪	捜査対象事件総数	起訴された事件数	起訴率
殺人	49,220	25,658	81.5
レイプ	44,785	26,508	77.9
誘拐及び拉致	181,240	41,656	36.4
傷害（酸攻撃を含む）	858,817	570,027	89.9
暴動	67,789	34,963	86.6

有罪判決及び無罪判決に関する公式統計については、[起訴率及び有罪判決率](#)を参照

- 6.2.4 OSAC 2024 年報告書は次のように述べた。「……報告済み事件件数は毎年増加しているが、未報告事件はさらに多い……」⁷⁵OSAC 報告書は、報告済み犯罪事件が増加した理由、及びそれが実際の犯罪発生件数の増加によるものか、あるいは国民の意識の高まり、支援サービスへのアクセス改善、通報制度に対する信頼の向上など、その他の要因によるものかを分析できる情報を示していなかった。
- 6.2.5 SPIR 調査は、16 の州及び首都にある警察署、警察詰所、裁判所など 82 か所で、様々な階級の警察官 8,276 人を対象とするものである。SPIR 調査は次のように述べた。「サンプルは警察行政の様々な階級に属する回答者で構成されることが望ましいとされた。本調査における警察側回答者の大半は、接触しやすく対応可能であるという理由で巡査階級であったが、警部補補佐官より上位の警察職員を特定し、面接するための真剣な試みも行われた……」⁷⁶。2022 年の州警察部隊の推定警察官数が 214 万人超であったことと併せて考えれば、このサンプルは警察官の意見の約 0.004% を占めることになる。更に、これらの回答は実際の慣行ではなく、個人の認識又は表明された意見を反映している可能性があり、こうした意見がどの程度実施され、又は業務上の行動に影響を及ぼしているのかは不明である。
- 6.2.6 SPIR 2025 報告書は次のように述べた。
「警察職員は、軽微な犯罪から重大犯罪までの様々な犯罪のうち、自分たちの地域又は管轄区域で最も多く逮捕を行っていると考えた犯罪について質問を受けた。逮捕が行われた犯罪の類型として最も多く報告されたのは窃盗及び恐喝（21%）であり、次いで徘徊及び公共迷惑行為（17%）であったことが回答から明らかとなった。回答者の意見は一致しており、逮捕の 15% がそれぞれ身体に対する犯罪（殺人、暴行、誘拐など）及び女性に対する犯罪で逮捕されていた。……逮捕のほぼ 10 件に 1 件は、暴動及び強盗に関するものであった（それぞれ 8% 及び 6%）。」⁷⁷
- 6.2.7 同報告書は次のように指摘した。
「特に、インド法では、犯罪の重大性は、逮捕が正当化されるか否かを判断する主要な要素である。法律は、7 年以下の刑に処せられる犯罪について、警察官が自動的に逮捕すべきではなく、こうした犯罪について逮捕が正当であると考えられる場合には、司法治安判事に書面で理由を示さなければならないことを明確にしている……警察は、比較的軽微な犯罪、すなわち窃盗及び恐

⁷⁵ OSAC, [India Country Security Report](#), 4 October 2024

⁷⁶ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 192), 2025

⁷⁷ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (pages 38&39), 2025

喝、徘徊及び公共迷惑行為（いずれも刑罰は 7 年未満）について最も多く逮捕を行っている」と回答しており、このことは、法律が遵守されておらず、過剰な逮捕が行われていることを示している。」⁷⁸

6.2.8 州における逮捕率に関して、同報告書は次のとおり指摘した。「警察の回答から、身体に対する犯罪（殺人、暴行、誘拐など）について行われた逮捕の割合が最も高いと報告されたのはアッサム州（30%）であり、これにグジャラート州（28%）、マハーラーシュトラ州（26%）及びジャールカンド州（26%）が僅差で続いたことも明らかとなった……」⁷⁹

6.2.9 予防的逮捕に関する警察の意見について、同報告書は次のとおり指摘した。「……警察職員の 3 人に 1 人超（36%）は、予防的逮捕を定期的に行うべきであるとの意見を持っており、これは法律で認められている限定的な使用に反する……他方で、回答者のほぼ 5 人に 3 人（59%）は、こうした逮捕は特別な状況でのみ行うべきであるとする 2 つ目の記述文に同意した。階級間で、この質問に関する意見に大きな違いはない。」⁸⁰

6.2.10 逮捕手続の遵守に関して、同報告書は、回答者が報告した遵守の程度がばらばらであることを、以下の統計のとおり記録した⁸¹。（CPIT が SPIR 2025 報告書のデータに基づき作成した表）：

「あなたの経験では、人が逮捕される際に、これらの手続はどの程度遵守されていますか。（%）」				
	常に	時々	まれに	全くない
女性の逮捕時に女性警察職員を立ち会わせる	80	11	6	3
被逮捕者に逮捕理由を伝える	72	18	7	2
点検メモを作成する	72	17	7	2
必要な署名を全て記入した逮捕報告書を作成する	71	17	6	4
家族に逮捕事実を伝える	70	17	7	4

⁷⁸ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 39), 2025

⁷⁹ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 40), 2025

⁸⁰ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 43), 2025

⁸¹ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 82), 2025

被逮捕者を医師の診察に連れて行く	70	16	8	4
名札が見えるようにして警察官であることを明らかにする	65	19	9	3
被逮捕者に弁護士に連絡できることを伝える	59	20	11	5

- 6.2.11 2025 年 5 月 6 日、インド最大の英字新聞とされるタイムズ・オブ・インディア（Times of India）⁸²が、NCRB 2024 年報告書によると、ウッタル・プラデシュ州は人口 1 人当たり 7.4 件と、報告された犯罪が最も多い州であったとする記事を掲載した。その記事は次のように論じていた。「人口 1 人当たり 7.4 という犯罪率は、人口が多いにもかかわらず法と秩序を維持することが継続的な困難を伴うことを示している。公共の安全は、窃盗、暴力犯罪、共同体間の紛争などの問題によって、いまだ影響を受けている⁸³。本稿執筆時点で、NCRB 2024 年報告書は公開されていなかった。

[目次へ戻る](#)

6.3 実効性

- 6.3.1 DFAT 2023 年報告書は、警察の実効性について次の評価を示した。
「DFAT は、別の州が捜査対象者を捜索している場合に各州はその者の逮捕及び引渡しを確保するために協力すると承知しているが、正式な州間引渡要件は存在しない。DFAT は、州警察が犯罪者を追跡するための高度なオンラインデータベースを有しておらず、こうした作業は手作業で行われる可能性があるが、詳細は明らかではなく、実際には、関係する個々の警察官及び警察部隊次第である可能性が高いと承知している。それにもかかわらず、一般的に、DFAT は、州警察部隊間には相当程度の協力があり、州間逮捕及び引渡しが可能である場合があると承知している。」⁸⁴
- 6.3.2 2024 年 12 月 18 日、インドの新聞であるヒンドゥー（The Hindu）⁸⁵の記事は、中央による調整及び州間協力について次のように報じた。「……国内の全 1 万 7,130 警察署が、第一情報報告書（FIR）、起訴状及び捜査報告書を登録するための一元化されたオンラインプラットフォームである犯罪・犯罪者追跡ネットワーク及びシステム（Crime and Criminal Tracking Network and Systems : CCTNS）を通じて接続されている。このオンラインデータベースは、全国の法執行機関がアクセスできる。」⁸⁶
- 6.3.3 2024 年の出来事を対象とし、ニュース記事、現地調査など様々な情報源を用いた内部及び外部の分析担当者によって作成され、2025 年 2 月 26 日に公表されたフリーダム・ハウス報告書（Freedom House report : FH report 2024）⁸⁷は次のように述べた。「適正手続の権利は一貫して守られてはいない。市民は、司法救済の過程で、賄賂の要求や、犯罪の申立てについて捜査

⁸² Times of India, [About Us](#), no date

⁸³ Times of India, [Top 10 Indian states with highest crimes rates](#), 6 May 2025

⁸⁴ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.8), 29 September 2023

⁸⁵ The Hindu, [About Us](#), no date

⁸⁶ The Hindu, [All 17,130 police stations in the country linked through centralised...](#), 18 Dec 2024

⁸⁷ Freedom House, [Freedom in the World Research Methodology](#), no date

を開始するために必要な第一情報報告書を警察に提出させることの難しさなど、大きな障害に直面している……」⁸⁸ FH 2024 年報告書は、こうした司法アクセスの障害について、具体例も更なる詳細も示していなかった。⁸⁹

6.3.4 特定地域における警察活動に関して、OSAC 2024 年報告書は次のように述べた。

「ムンバイ警察は大規模な抗議活動を効果的に管理しており、治安に関する要請にも迅速に対応している……

「コルカタ警察及びインド北東部全域の地方警察はプロフェッショナルである。警察は通常、輸送手段、訓練、装備、通信システムの不足により、緊急事態への対応能力が制限されている。裁判で審理されるまでには、数年かかることもある。

「チェンナイの警察は訓練や装備が不足しているが、プロフェッショナルであり、対応も迅速である。チェンナイ警察は、抗議活動の管理に成功を収めており、抗議活動は市内の指定された許可区域内に限定されている。警察は、こうした許可された場所の外で抗議活動を行う人々を逮捕するが多い。

90

6.3.5 犯罪抑制策に関する警察の見解について、SPIR 2025 報告書は次のように述べている。

「データは、警察職員の 3 分の 2 近く（64%）が、交番 [ブース/キオスク]、PCR [警察管制室] 車両及び警察 चौकी [chowkis : 小規模な警察詰所] の数の増加を含む警察インフラの強化により、犯罪を効果的に抑制できると考えていたことを示している。重要なことに、回答者の 5 分の 3 近く（58%）は、女性警察職員の数を増やすことも、犯罪抑制の「非常に有用な」措置となり得ると考えていた……他方で、警察職員のほぼ半数（48%）は、予防的逮捕が自分たちの地域における犯罪抑制の「非常に有用な」措置であると考えていた。更に、回答者の 43% が、犯罪削減の有用な措置として、無期限拘禁の権限がある特別部隊の編成をも支持していた。」⁹¹

6.3.6 世界正義プロジェクト法の支配指数（World Justice Project Rule of Law Index）は、世界各国の法の支配を評価するために、142 か国を 8 つの個別要素について 0 から 1 までの尺度（0 が低く、1 が高い）で順位付けしており、1 は法の支配の遵守が最も強いことを示す。2024 年 10 月 23 日に公表されたインドに関する 2024 年 WJP 指数は、国家の機能及び自国の法的枠組みの運用に関する一般市民及び国内専門家の経験と認識を把握するために、2018 年に 340 問の対面式質問票に回答した 1,059 人の回答を反映している⁹²。同指数はまた、2024 年 2 月から 2024 年 6 月までの間に国内の「現地専門家」が回答した適格回答者質問票（Qualified Respondents' Questionnaires : QRQ）にも基づいている⁹³。人及び財産の安全の確保において国がどの程度実効的であるかを測定する「秩序及び安全」に関するインドのスコア⁹⁴は、

⁸⁸ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (F2), 26 February 2025

⁸⁹ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#), 26 February 2025

⁹⁰ OSAC, [India Country Security Report](#), 4 October 2024

⁹¹ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#), (page 40), 2025

⁹² WJP, [Methodology](#), no date

⁹³ WJP, [Methodology](#), no date

⁹⁴ WJP, [Rule of Law Index: India](#) (Order & Security), 23 October 2024

CPIT による下表に要約されている。

要素	スコア（0が低く、1が高い）
5.秩序及び安全	0.67
下位要素	
5.1 犯罪は効果的に抑制されている	0.79
5.2 国内紛争は効果的に制限されている	0.89
5.3 人々は個人的な不満を解消するために暴力に訴えることはない	0.33

[目次へ戻る](#)

6.4 アクセス可能性

- 6.4.1 特定の地域における警察活動に関して、
「ムンバイ警察は大規模な抗議活動の管理に効果的に取り組んでおり、治安に関する要請にも迅速に対応している……
「コルカタ警察及びインド北東部全域の地方警察はプロフェッショナルである。警察は通常、輸送手段、訓練、装備、通信システムの不足により、緊急事態への対応能力が制限されている。裁判で審理されるまでには、数年かかることもある。
「チェンナイの警察は訓練や装備が不足しているが、プロフェッショナルであり、対応も迅速である。チェンナイ警察は、抗議活動の管理に成功を収めており、抗議活動は市内の指定された許可区域内に限定されている。警察は、こうした許可された場所の外で抗議活動を行う人々を逮捕するが多い。
⁹⁵
- 6.4.2 OSAC の 2024 年報告書は次のように指摘している。
「市民に寄り添い、迅速に対応する警察活動プログラムの一環として、ハイデラバード市警察（Hyderabad City Police）は『HAWK EYE』というモバイルアプリを開始した。交通渋滞により、領事館職員及びインドの緊急対応要員がハイデラバード市内のどこであっても旅行者を迅速に支援する能力は制約されている。警察は大規模な抗議活動の管理を効果的に行い、治安に関する要請にも迅速に対応している。警察サービスは、ハイテック・シティ（Hi-Tec City）及びガチボウリ（Gachibowli）を中心とするハイデラバードのビジネス地区内では比較的強力で、対応も迅速である。
容疑者が逮捕されると、裁判で審理されるまでに数年かかることがよくある……
⁹⁶
- 6.4.3 オンライン警察サービスに関して、IJR 2025 報告書は次のように指摘した。
「州の市民ポータルは、様々なサービスを利用できる便利でアクセスしやすいオンラインプラットフォームを提供することで、市民と法執行機関との連携を強化することを目的としている。同ポータルは、9 つの主要なサービスを提供することが求められている。オンライン FIR 登録、苦情申立て、処理状況追跡、警察署検索、行方不明者の届出、遺失物・拾得物、交通関連サービス、サイバー犯罪の届出、及び経歴確認。これらのオンラインサービスは、

⁹⁵ OSAC, [India Country Security Report](#), 4 October 2024

⁹⁶ OSAC, [India Country Security Report](#), 4 October 2024

警察と市民のやり取りにおける透明性、説明責任及び効率性を向上させ、法執行をより利用しやすく、市民に寄り添ったものにすることを目的としている。」⁹⁷

[目次へ戻る](#)

6.5 超法規的殺害

6.5.1 DFAT 2023 年報告書は次のように述べた。

「エンカウター殺害 (Encounter killing)」又は単に「エンカウター (encounters)」とは、インドで用いられている非公式の用語であり、警察が容疑者に「遭遇」し、射殺した後、銃撃戦があった、又は自衛のために行動したと主張する殺害を指す。批判派は、これらは殺害を正当化するために用いられる虚偽の弁明であると主張している…… エンカウター殺害は、特に紛争又は反政府活動の地域と関連しているが…… ギャング対策活動又はその他の日常的な法執行活動に関連する場合など、他の地域でも記録されている。報告に基づいてエンカウター殺害を評価することは困難である。様々な状況が存在するためである……」⁹⁸

6.5.2 同報告書は次のように指摘した。

「エンカウター殺害は、時に政治的目的で用いられているとされる。例えば、ウッタル・プラデシュ州政府は 2019 年、エンカウターを通じて犯罪に対処する能力を誇示した。2021 年 8 月にインドのメディアは、2017 年 3 月に BJP が政権に就いて以来、8,472 件の「エンカウター」で容疑者 3,302 人が発砲を受けて負傷し、146 人が死亡したと報じた。これらの事件は大きく報じられたが、同州には約 2 億人の住民がおり、人口と比較すると、事件件数は影響を受けた住民が比較的少数であることを示している。殺害の経緯は明らかではないが、殺害事件の政治利用は、政府による「強硬な」治安維持キャンペーンの一環となってきた。」⁹⁹

6.5.3 「エンカウター殺害」に対する一般の認識に関して、同報告書は次のように述べた。「このキャンペーンに対しては、住民の間で一定の支持がある。例えば、ある情報筋は、超法規的殺害に対する世間の認識を「贅沢な悩み」と表現した。例えば、警察官がレイプ容疑者を殺害した場合、一部の人々は、捜査や裁判手続を待つよりも、これがより迅速な正義の実現であると受け止める可能性がある。」¹⁰⁰

6.5.4 USSD 2023 年報告書は次のように指摘した。「……UP [ウッタル・プラデシュ州] における超法規的殺害の報告が非常に広範に及んだため、最高裁判所は 2023 年 8 月 12 日に、2017 年以降に同州で発生した 10,900 件を超える超法規的暴力事件のうち、183 件の殺害に関する捜査の詳細を提出するよう UP 警察に求めた。その一部について、活動家らは警察が仕組んだものだと主張していた。2023 年 9 月 30 日、この調査のフォローアップとして、UP 州政府は、アティク・アフメド (Atiq Ahmed) 及びアシュラフ・アフメド (Ashraf Ahmed) の死亡事件 [警察の面前でジャーナリストを装った人物らに撃たれた者ら] に関する警察の捜査について、警察に落ち度はなかったと主張した。」¹⁰¹

⁹⁷ IJR, [India Justice Report 2025](#) (page 46), April 2025

⁹⁸ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraphs 4.2 & 4.3), 29 September 2023

⁹⁹ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 4.4), 29 September 2023

¹⁰⁰ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 4.5), 29 September 2023

¹⁰¹ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1a), 22 April 2024

- 6.5.5 超法規的殺害の件数について、同報告書は次のように述べている。「同国では 2016 年から 2022 年までに超法規的殺害が 813 件登録され、最も多く報告されたのはチャッティースガル州で、UP がこれに続いた……」¹⁰²
- 6.5.6 FH 2024 年報告書は次のように述べた。「……地域の反政府活動と戦う治安部隊は、超法規的殺害、レイプ、拷問、誘拐及び家屋の破壊に関与しているとされている。刑事訴訟法は、治安要員を訴追するには政府の承認を得ることを義務付けている。承認が付与されることはまれであり、不処罰につながっている。」¹⁰³
- 6.5.7 2024 年の出来事を対象とし、2025 年 8 月 12 日に公表された米 국무省人権報告書（USSD 2024 年報告書）は次のように述べた。
「同年中、政府又はその関係者が恣意的又は違法な殺害を行ったという報告がいくつかあった。メディアの報道によると、警察や治安部隊の手によって容疑者が殺害され、「エンカウンター殺害」に装う行為があったという。国家人権委員会（NHRC）は、8 月時点で警察によるエンカウンター中の死亡が 85 件あったと報告した。
「警察や刑務官が受刑者を殺害したという疑惑があり、こうした殺害は自殺や自然死として誤って分類されることがあった。NHRC は、8 月時点で司法拘禁中の死亡が 1,372 件あったと報告した。」¹⁰⁴

[目次へ戻る](#)

6.6 不正行為及び人権侵害

- 6.6.1 NCRB 2022 年報告書は、人権侵害を理由として州警察職員に対して登録された事件に関するデータを示した。NCRB の報告書には、以下の免責事項が記載されている。「本報告書に掲載された情報は、州／連邦直轄領の警察及び CAPF／CPO から入手したものである。国家犯罪記録局は、データを取りまとめ、照合し、本報告書の形式で提示したにすぎない。データは州／連邦直轄領／CAPF／CPO から提供されているため、NCRB は情報の真正性について責任を負っていない。」¹⁰⁵したがって、NCRB 報告書に記載されたデータは、警察職員による人権侵害について、警察自身の報告に基づいている点に留意すべきである。
- 6.6.2 NCRB の 2022 年報告書によると、警察の身柄拘束中に負った負傷が原因で死亡した事例は、1 件しか記録されていなかった¹⁰⁶。
- 6.6.3 同報告書は、人権侵害に関与した州警察職員に関連して記録された事件数を次のように示した¹⁰⁷。（CPIT 作成の表）

事件	事件数			警察官の数	
	登録済み	最終報告書提出済み	起訴済み	逮捕済み	起訴済み
エンカウンター殺害	6	2	2	15	11

¹⁰² USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1a), 22 April 2024

¹⁰³ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (F3), 26 February 2025

¹⁰⁴ USSD, [2024 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1a), 12 August 2025

¹⁰⁵ NCRB, [Crime in India 2022 Volume III](#) (page v), 1 December 2023

¹⁰⁶ NCRB, [Crime in India 2022 Volume III](#) (page 1035), 1 December 2023

¹⁰⁷ NCRB, [Crime in India 2022 Volume III](#) (page 1038), 1 December 2023

拘禁中の死亡	9	2	0	8	0
違法な拘禁	0	0	0	0	0
拷問／傷害	1	0	1	1	1
恐喝	2	2	0	1	0
その他	12	2	6	16	12
合計	30	8	9	41	24

- 6.6.4 同じ情報筋が、人権侵害事件において有罪判決を受けた者又は無罪となった者の数はいずれも 0 であると報告した¹⁰⁸。
- 6.6.5 拷問に関して、DFAT 2023 年報告書は次のように述べた。
「一部の情報筋は DFAT に対し、インドでは拷問は稀であり、仮に発生した場合でも、警察による捜査や起訴が行われる可能性が高いと伝えた。他の情報筋は、自白を引き出すために拷問を常用しているとしてインドの警察が告発されており、こうした拷問は時に「サード・ディグリー（third degree）」と婉曲的に呼ばれていると主張している。その場合の拷問方法は、明らかな痕跡を残さないように行われる殴打である。拷問の方法には、容疑者の逆さ吊り、食べ物及び飲み物の提供拒否、トイレの使用の制限、睡眠を妨げる行為などがあるとされている……」¹⁰⁹
- 6.6.6 同報告書は次のように述べた。
「NGO である全国反拷問キャンペーン（National Campaign Against Torture）は、拷問事件において警察は不処罰を享受しており、問題の真の規模を評価することは困難であると主張している。メディアの「抗議の声」を引き起こした事件だけが捜査される…… 政府批判派によると、拷問に関する入手可能な統計は、過少報告されている可能性が高い。これは、正誤はともかく、人々が、拷問の申立ては適切に捜査されない又は警察は処罰を受けないと考えているためである……」¹¹⁰
- 6.6.7 同 DFAT 報告書は次のように指摘している。「一部の NGO は、警察の留置場や刑務所では拷問が常態化していると主張しているが、その数字は信頼できない……」¹¹¹
- 6.6.8 USSD 2023 年報告書では次のように指摘されている。
「警察による、残虐、非人道的、又は屈辱的な扱い若しくは処罰に関する報告が他にもあった。ビハール州人権委員会（Bihar State Human Rights Commission）は 7 月 18 日、マデプーラ地区（Madhepura District）で警察に手錠をかけられ、メディアの前で連行された 6 人に対し、それぞれ 25,000 ルピー（300 米ドル）を支払うよう州政府に命じた。2 人の子供を含むこれらの者は、2021 年に不道德取引（防止）法（Immoral Traffic (Prevention) Act）に基づき逮捕された。更に、同委員会は当時のマデプーラ警察本部長の行為を非難し、手錠をかけてこれらの者の写真を公表したことにより、被告人らの

¹⁰⁸ NCRB, [Crime in India 2022 Volume III](#) (page 1038), 1 December 2023

¹⁰⁹ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 4.21), 29 September 2023

¹¹⁰ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 4.22), 29 September 2023

¹¹¹ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraphs 4.24), 29 September 2023

人権を侵害したと詳述した。

同委員会はまた、今後同様の事案を防止するために州警察職員に指針を発出するよう州政府に命じた。」¹¹²

- 6.6.9 ドイツの民間財団ベルテルスマン財団指数（Bertelsmann Stiftung Index）は、127 か国における民主主義及び市場経済への移行並びにガバナンスの質を各国専門家を通じて評価する、2021 年 2 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までを対象としたインドに関する 2024 年改革指標国別報告書（BTI 2024 年インド報告書）¹¹³において、次のように指摘した。「インドの法の支配は、政治汚職によって損なわれている。汚職に関与する公職者は、政治的、法的又は手続上の抜け穴をすり抜けることが多く、実効的に訴追されていない [原文どおり]。汚職はあらゆるレベルで蔓延しており、警察、公共サービス、公共調達などの機関との多くのやり取りにおいて、国民に影響を及ぼし続けている……」¹¹⁴
- 6.6.10 汚職に関して、FH 2024 年報告書は次のように述べている。「……警察組織内の汚職は依然として問題となっている……」¹¹⁵。FH 2024 年報告書は、警察組織内の汚職に関する具体的な事例を一切挙げていない。
- 6.6.11 人権侵害に関して、同報告書は次のように述べた。「法執行機関や治安当局による拷問、虐待、レイプが報告されている……」¹¹⁶。FH 2024 年報告書では、これらの報告に関する具体的な事例や詳細な情報は示されていなかった。
- 6.6.12 UNHRC 2024 年報告書は次のように指摘した。「……同委員会は、警察が身分を明らかにせず、又は逮捕令状を提示せずに、人を恣意的に逮捕し、又は身柄拘束下の取調べのために個人を拘禁している事例に関して受け取った情報を懸念している……」¹¹⁷
- 6.6.13 UNHRC 2024 年報告書は次のように述べた。「……同委員会は、受領した情報に基づき、警察を含め、あらゆるレベルで汚職が依然として重要な問題であることを懸念している……」¹¹⁸
- 6.6.14 同報告書は次のように述べた。「……同委員会は、2019 年から 2022 年までの間に 324 件の拘禁中の死亡があったとの報告、こうした死亡について問い合わせた被害者の家族に対する脅迫及び威圧、警察官による女性及び男性の被拘禁者、特に少数派に属する者へのレイプ事件、警察によるレイプに対する苦情申立ての登録拒否、並びに拷問の報告について、引き続き懸念している。同委員会はまた、新たな刑法である 2023 年インド司法法典（Bharatiya Nyaya Sanhita, 2023）に拷問罪が存在しないことを懸念している。同委員会は、締約国インドが 1997 年に行われた前回の対話において、拷問、その他の残虐、非人道的若しくは侮辱的な取扱い又は刑罰に関する条約を批准する意向を示したにもかかわらず、批准がまだ保留中であることを遺憾としている……」¹¹⁹

¹¹² USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1c), 22 April 2024

¹¹³ BTI, [Methodology](#), no date

¹¹⁴ BTI, [India Country Report 2024](#) (Rule of Law), 19 March 2024

¹¹⁵ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (F2), 26 February 2025

¹¹⁶ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (section F3), 26 February 2024

¹¹⁷ UNHRC, [Concluding observations on the fourth periodic report of India](#) (para. 35), 2 Sept 2024

¹¹⁸ UNHRC, [Concluding observations on the fourth periodic report of India](#) (para. 11), 2 Sept 2024

¹¹⁹ UNHRC, [Concluding observations on the fourth periodic report of India](#) (para. 33), 2 Sept 2024

6.6.15 OSAC の 2024 年報告書は次のように指摘している。「多くの被害者は、迫害や嫌がらせを恐れて警察に届け出ない。」また、「.....警察は汚職が横行しており、信頼できないという認識が一般的である。場合によっては、警察官が犯罪に関与したり、賄賂を受け取って見逃したりすることもある。」¹²⁰

6.6.16 NHRC に報告された警察による暴力事件数に関して、SPIR 2025 年報告書には、以下の数値が掲載されている¹²¹（SPIR 報告書に記載された、2024 年 3 月 27 日及び 28 日付けの NHRC からの情報公開請求への回答¹²²に基づく CPIT 作成の表）。

NHRCに登録された警察による暴力及び権力乱用の件数				
	2020	2021	2022	2023
違法な拘禁	316	431	343	208
拘禁中の暴力	47	34	49	33
警察拘禁中のレイプ又は嫌がらせ	13	11	9	12
虚偽の関与認定	1905	2089	2331	該当なし
不当な逮捕	351	534	584	該当なし
その他の警察による権力乱用（未定義）	11915	13876	15044	134544
合計	14547	16975	18360	13707

6.6.17 SPIR 調査は、16 の州及び首都にある警察署、警察詰所、裁判所など 82 か所で、様々な階級の警察官 8,276 人を対象とするものである。2022 年の州警察部隊の推定警察官数が 214 万人超であったことと併せて考えれば、このサンプルは警察官の意見の約 0.004%を占めることになる。更に、これらの回答は実際の慣行ではなく、個人の認識又は表明された意見を反映している可能性があり、こうした意見がどの程度実施され、又は業務上の行動に影響を及ぼしているのかは不明である。

6.6.18 容疑者に対する暴力に関する警察の態度について、SPIR 2025 年報告書には、以下の統計が掲載されている¹²³（SPIR 調査の回答データに基づく CPIT 作成の表）。

社会全体の利益のためであれば、警察が重大犯罪の容疑者に対して暴力を振るうことは許される	
全く同感である	22%
ある程度同感である	41%
やや反対である	13%
全く反対である	22%

¹²⁰ OSAC, [India Country Security Report](#), 4 October 2024

¹²¹ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 170), 2025

¹²² Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 170), 2025

¹²³ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 103), 2025

- 6.6.19 警察の拷問の使用に関する見解について、同報告書は以下の回答を記録した¹²⁴（CPIT 作成の表）。

以下のケースで情報を得るために拷問は必要であり、許容されるか（％）				
	強く同意する	ある程度同意する	やや反対である	全く反対である
テロ事件など国家安全保障に関わる犯罪	42	26	12	17
レイプ又は性的暴行事件	34	30	15	20
殺人など重大な暴力犯罪	34	30	13	21
前歴者（犯罪歴のある者）に対するケース	28	29	16	22
重大窃盗事件	20	35	15	27

- 6.6.20 各州における拷問に対する意識に関して、同報告書は、グジャラート州の警察職員が拷問の使用に対して最も高い支持を示し、回答者の63%が拷問に対して高い支持を示した一方、ケララ州の警察職員で拷問に対して高い支持を示した者はわずか3%であったことを明らかにした¹²⁵。
- 6.6.21 同報告書は、警察職員に対し、捜査官（IO）が「非協力的な被疑者」に対応するために、各種の強制的及び暴力的手法をどの程度の頻度で用いているかについての見解を尋ねた¹²⁶（CPIT 作成の表）

非協力的な被疑者に対応するため、捜査官は次の手法をどの程度の頻度で用いなければならないと思いますか（％）。				
	度々	時々	1、2回	不要
被疑者への脅し	26	34	14	25
被疑者への平手打ち／軽い力の行使（小突くなど）	18	28	19	33
重大犯罪における情報収集のためのサード・ディグリー	11	16	14	52
相手にムルガ**の姿勢を強要すること	9	24	18	46

¹²⁴ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 111), 2025

¹²⁵ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 112), 2025

¹²⁶ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 11), 2025

一定時間、空腹及び喉が渇いた状態に置くこと	7	16	14	59
-----------------------	---	----	----	----

*（足裏の殴打、身体部位への赤唐辛子粉の塗布、身体の吊り下げ）

** ストレス姿勢の一種であり、しゃがませた上で両腕を膝の後ろに回し、耳たぶをつかませる姿勢

6.6.22 拷問を正当化しようとする警察一般の傾向について、同情情報筋は次のように述べた。「...警察官の回答者の30%は拷問を正当化する傾向が強く、3人に1人（32%）は拷問の使用を中程度に正当化している。...警察職員の4分の1近く（23%）は拷問を正当化する傾向が弱く、15%は拷問を正当化する傾向が非常に弱い。」¹²⁷

6.6.23 各階級の警察官が拷問を正当化する傾向について、同情情報筋は次のように報告した。

「...調査結果は、IPS 級職員が拷問を正当化する傾向が最も強く（34%）、次いで警察官階級の職員（32%）、最後に上級下位階級の職員（26%）であることを明らかにしている。...上級下位階級の回答者は、相対的には拷問を正当化する可能性が最も低いものの、それでもその4分の1超が、拷問を正当化する傾向が強いと報告した。IPS の職員は、拷問の禁止を含め、警察活動に関するあらゆる側面について最も多くの訓練を受けているにもかかわらず、拷問の使用を支持する傾向が最も強い。「組織内で最も地位の高い立場にある者たちが、その意見によって地方レベルの警察文化に影響を及ぼし、それを助長してしまう可能性があるということは、懸念される。」¹²⁸

6.6.24 OMCT グローバル拷問指数 2025 は、次のように評価した。

「拷問、とりわけ法執行活動や取調べの際に警察や治安部隊が行う拷問は、インドにおいて依然として広範かつ組織的に行われている。2025 年版でグローバル拷問指数は、2023 年及び 2024 年に収集されたデータに基づき、同国を拷問及び不当な取扱いのリスクが高い国に分類している。激しい殴打、自白の強要及び拘禁中の死亡を伴う事件が頻繁に発生しており、特にダリット（Dalits）、アディヴァシ（Adivasis）、ムスリム、LGBTQIA+の人々や移住労働者など、疎外されたコミュニティが標的とされている。西ベンガル州の住民、とりわけインド-バングラデシュ国境付近の住民は、国家治安部隊による日常的な暴力、拷問及び超法規的殺害に直面している。国境警備隊（Border Security Force : BSF）に認められている法的な不処罰は、説明責任及び被害者のための正義を著しく妨げている。一般的な慣行としては、非公式な場所での違法な拘禁や超法規的殺害があり、こうした行為を行った警察官は昇進という形で報われることが往々にしてある。人権擁護者らは、日常的に恣意的逮捕、予防拘禁並びに拷問及び不当な取扱いの対象となっており、制度的暴力及び不処罰の文化を浮き彫りにしている。」¹²⁹同情情報筋は、拷問がインド全土で広範かつ組織的に行われていることを示す具体例を何ら提供していない。

6.6.25 USSD 2024 年報告書には次のように記されている。

「3月31日、警察はビハール州パトナ（Patna, Bihar）でジテシュ・クマール（Jitesh Kumar）に拷問を加えたとされ、その結果、クマールは警察拘禁中

¹²⁷ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 115), 2025

¹²⁸ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 115), 2025

¹²⁹ OMCT, [Global Torture Index 2025: India Factsheet](#), 7 July 2025

に死亡した。…」¹³⁰この結果に関する詳細については、[監督及び救済：捜査及び結果](#)を参照。

6.6.26 情報筋は次のように述べた：

法律はこうした行為〔拷問及び残虐、非人道的又は侮辱的な取扱い若しくは刑罰〕を禁止していたが、政府職員が時にこうした行為に及んだとする信ぴょう性のある報告が複数あった。法律は、強要された自白を当局が証拠とすることを容認していなかったが、国連及び NGO は、当局が自白を強要するために拷問を用いたと報告した。

「当局は、金銭を恐喝するために、又は即決処罰として、拷問も用いたという。警察による暴行が、拘禁中の死亡事故につながったという報告があった。HRW の年次ワールド・レポートによれば、警察は強制又は虚偽の自白を得るために、拷問、その他の不当な取扱い及び恣意的拘禁を用いたとされる。一部のケースでは、警察が逮捕を登録せずに被疑者を拘禁し、被拘禁者に十分な食料や水へのアクセスを認めなかったと報告されている。NHRC は、同年の最初の 8 か月間に、警察拘禁中の死亡 107 件及び司法拘禁中の死亡 1,372 件を登録した。」¹³¹

6.6.27 強制失踪に関して、同報告書は次のように述べた。

「政府当局による又は政府当局に代わって行われた強制失踪の報告があった。警察が被拘禁者について必要な逮捕報告書を提出しなかったため、未解決の失踪が生じたとの申立てがあった。警察や官僚はこれらの主張を否定した

……

「[2024 年] 7 月 26 日、強制失踪又は非自発的失踪に関する国連作業部会は、[2024 年] 5 月 10 日時点で、同国には強制失踪の未処理事件が 444 件あったと報告した。…」¹³²

6.6.28 恣意的な逮捕に関して、同報告書は次のように指摘した。

「…法律は恣意的逮捕及び拘禁を禁止し、いかなる者にも自らの逮捕又は拘禁の合法性を裁判所で争う権利を規定していた。政府はおおむね、これらの要件を遵守していたが、恣意的逮捕に関する多数の報告があり、警察が特別法を用いて逮捕の司法審査を延期した事例も複数あった…

「…警察は、特に違法活動防止法（Unlawful Activities Prevention Act : UAPA）に基づき、恣意的に人々を逮捕したと報告されている。警察が身元を明らかにせず、又は逮捕状を提示せずに、個人を拘禁して取調べを行ったとの報告があった。」¹³³

6.6.29 警察拘禁中の拷問に関して、拷問被害生存者に代わって法的請求を追求する英国を拠点とする NGO である Redress¹³⁴が、2025 年 6 月 10 日、インドにおける拷問に関する報告書（Redress 2025 年報告書）を公表した。この報告書は「…国内機関、国連機関、国内外の NGO 及び報道機関による刊行物、声明及び報告書を参考にしたデータベース及びオープンソース調査」に基づいており、「事例研究は、公開情報に基づいて選定された。」¹³⁵同報告書は次のように指摘した。

「警察や治安部隊は、法執行の手段として日常的に拷問や虐待を行っている。

¹³⁰ USSD, [2024 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1a), 12 August 2025

¹³¹ USSD, [2024 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 3a), 12 August 2025

¹³² USSD, [2024 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 3c), 12 August 2025

¹³³ USSD, [2024 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 3c), 12 August 2025

¹³⁴ Redress, [About Us](#), no date

¹³⁵ Redress, [Torture Normalised: State Violence in India](#) (page 5), 10 June 2025

身体的及び性的暴力の事例、その他の形態の拘禁中の虐待が、あまりにも一般的である。拘禁中の死亡は、何年にもわたり驚くべき割合で記録されているが、ほとんど対処されないままである。いわゆる警察の「エンカウンター」による、テロ対策作戦及び国内の特定地域における超法規的殺害も同様に広く行われている。拷問は、捜査中に、被疑者から自白若しくは情報を引き出すため、又は疎外されたコミュニティ出身の個人を標的とするために、当局によって広く用いられている。」¹³⁶同報告書は、警察拘禁中の拷問に関する事例研究を提供した。詳細については [Redress 2025 報告書](#) 全文を参照。

6.6.30 同報告書は次のように指摘した。

「インド法において拷問の定義が存在しないことを踏まえると、拷問事件に関する統計は、国家犯罪記録局（National Crime Records Bureau : NCRB）や警察研究開発局（Bureau of Police Research and Development）などの政府公式機関を通じて入手することが困難である。NCRB は、2017 年から 2022 年までの間に警察に対して登録された拷問事件を複数記録しているが...その件数は、NHRC 及びインド市民社会が記録した関連データと比較して著しく少ない。...市民社会組織（CSO）の報告に加え、NHRC がまとめたデータは、拷問事例に関連する証拠を提供している。NHRC は、毎年報告される人権侵害事件の詳細な概要を示しており、当局による拘禁中の拷問が全国で常態化していることを一貫して示してきた。...しかし、NHRC の統計は拘禁中の死亡事例に限定されており、全ての拷問事例を含んでいない。...過少報告も問題である。ほとんどの場合、被害者の弁護士、市民社会組織（CSO）又は人権擁護者が拷問事案を NHRC に報告する一方、拘禁中の多くの者が法的代理人又は市民社会による支援を利用できないためである。...インドにおける警察拘禁及び司法拘禁中の全ての拷問事例を記録した公式記録、その他の統計は存在せず、この問題の全体的な規模を判断することは困難である。ただし、多くの場合、警察拘禁中の拷問は死亡につながっており、そうした死亡はかなりの数の事例で記録されている。」¹³⁷

[目次へ戻る](#)

6.7 法執行における差別

6.7.1 BTI 2024 年報告書は次のように述べている。「.....概して、社会的弱者層は、保護法の執行が不十分であることや、司法制度の遅滞や非効率性の影響を特に受けやすい。」社会的弱者は、理論上は平等な司法へのアクセス権を持っているが、現実にはそうではない。」¹³⁸BTI の報告書には、社会的弱者がどのような影響を受けているかについて、具体的な事例や詳細な説明は一切記載されていなかった。

6.7.2 SPIR 2025 報告書は、裁判官、弁護士、医師の視点に言及し、次のように述べている。「インタビューに応じた人々は、拷問の被害者は主に貧困層や社会から疎外されたコミュニティの人々であると述べた。ある弁護士は、これを『顔も声もない人々全て』が標的にされていると表現した。以下のグループは、拷問の標的となることが多い。ムスリム、ダリット、アディヴァシ、読み書きができない者及びスラム居住者である。」¹³⁹

¹³⁶ Redress, [Torture Normalised: State Violence in India](#) (page 6), 10 June 2025

¹³⁷ Redress, [Torture Normalised: State Violence in India](#) (page 17), 10 June 2025

¹³⁸ BTI, [India Country Report 2024](#) (Rule of Law), 19 March 2024

¹³⁹ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 136), 2025

6.7.3 2025 年 Redress 報告書は次のように述べた。

「疎外されたコミュニティ、特に指定カースト（ダリット）及び指定部族（アディヴァシ）は、国家暴力によって著しい影響を受けている。憲法上及び法律上の保護があるにもかかわらず、これらの集団は、組織的差別、拷問、その他の形態の暴力を受け続けている。差別的な社会規範は、それらの集団に対する民間人による暴力を助長しており、そうした行為に対する不処罰は、それらの集団を警察及び治安部隊による虐待に更にさらしている。複数の報告書が、激しい殴打、性的暴力、カーストに基づく言葉による虐待、その他の形態の拘禁中の不当な取扱いを詳述しており、その一部は死亡につながっている。イスラム教徒、キリスト教徒、シーク教徒を含む宗教的少数派も、国家主体による拷問、超法規的殺害、その他の形態の虐待のリスクの高まりに直面している。差別的かつ民族主義的な言説や政策により、こうした暴力はますます容認されるようになってきた。拘禁中の宗教的少数派に対する拷問は、依然として深刻な懸念事項である……」¹⁴⁰

6.7.4 女性、LGBTI の人々及び少数派集団に対する国家による取扱い並びにこれらの者に与えられる保護に関する詳細については、以下を参照。

- 国別政策及び情報ノート [インド：性的指向及びジェンダー同一性又は性的表現](#)
- 国別政策及び情報ノート [インド：宗教的少数派並びに指定カースト及び指定部族](#)
- 国別政策及び情報ノート [インド：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性たち](#)

[目次へ戻る](#)

7. 監督及び救済

7.1 国家人権委員会

7.1.1 国家人権委員会（NHRC）のウェブサイトは次のように述べている。
「……NHRC は、人権の促進及び保護に対するインドの関心を体現するものである。」¹⁴¹

7.1.2 USSD 2023 年報告書は次のように述べた。

「NHRC は、人権侵害の事例を調査及び救済し、人権に関する国民の意識を高めるために議会制定法により設立された法定機関であった。NHRC は、議会に対して直接責任を負っていたが、内務省及び法務省と緊密に連携して活動していた。法律は、召喚状を発出し証言を強制し文書を提出させ公的記録を徴求する権限を NHRC に認めていた…」¹⁴²USSD 2024 年報告書は、NHRC に関する詳細な情報を含んでいなかった。ただし、2024 年報告書は過去数年の報告書に比べて著しく短く、特定のトピックに関する記載も少ない。

7.1.3 国家人権委員会は、パリ原則が定める、国内人権機関が満たすべき国際的に合意された最低基準に完全に準拠しているとして、国内人権機関世界連盟（GANHRI）から認定を受けている^{143 144}。GANHRI は、110 を超える国内人

¹⁴⁰ Redress, [Torture Normalised: State Violence in India](#) (page 7), 10 June 2025

¹⁴¹ NHRC, [About the Organisation](#), no date

¹⁴² USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 5), 22 April 2024

¹⁴³ GANHRI, [Accreditation](#), no date

¹⁴⁴ GANHRI, [Accreditation status as of 23 April 2025](#), 23 April 2025

権機関を代表する世界的なネットワークである¹⁴⁵。

7.1.4 GANHRI は最新の認定状況において、2025 年 3 月に NHRC を「B」に格下げすべきであるとの勧告がなされたと述べた。これは、NHRC が「パリ原則に部分的に準拠している」としてのみ認定されることを意味する。¹⁴⁶

7.1.5 NHRC の認定に関して、USSD の 2023 年報告書は次のように指摘した。
「……3 月 [2023 年] に、国連関連機関は NHRC の再認定を 1 年間延期し、その結果、NHRC は国連人権理事会でインドを代表する資格を失った。NHRC の地位は、NHRC の調査への警察の関与、任命への政治的干渉、疎外された集団を保護するための措置が不十分であることなどの懸念により、再承認されなかった。」¹⁴⁷

7.1.5.1 2024 年 9 月 2 日、国連自由権規約委員会（UN Human Rights Committee）は、インドの第 4 回定期報告に関する総括所見を公表し、同所見において次のように指摘した。

「……国連自由権規約委員会は、インド国家人権委員会が 1999 年以降、国内人権機関世界連盟からステータス「A」の認定を受けていることを評価する一方で、2023 年以降インド国家人権委員会の再認定を延期している国内人権機関世界連盟による勧告の大部分が実施されていないことを遺憾に思う……国連自由権規約委員会はまた、インド国家人権委員会の独立性に及ぼす影響についても懸念している。すなわち、インド国家人権委員会による人権侵害の調査に警察官が関与していること、インド国家人権委員会に、軍隊が行ったと申し立てられている人権侵害を調査する権限がないこと、及び苦情申し立てに適用される、人権侵害があったと申し立てられた日から 1 年という期間制限があることである……」¹⁴⁸

7.1.6 NHRC の認定状況に関して、国内人権機関世界連盟（GANHRI）の認定小委員会（Sub-Committee on Accreditation : SCA）が 2025 年 3 月 13 日から 21 日まで開催した会合の報告書は、2025 年 6 月 3 日に公表され、次のように指摘した。

「……SCA は、NHRC が 2026 年に予定されている SCA 第 47 会期までステータス A を維持すると指摘している。これにより、NHRC には、パリ原則への継続的な適合を証明するために必要な証拠書類を提出する機会が与えられる……SCA は、以前の勧告の大部分が未対応のままであることを理由に、NHRC についての審査を更に延期することを決定し、また、提起され、繰り返されてきた過去の懸念に対応するために自ら講じた措置を NHRC が示せないことは、パリ原則に準拠していないことを示すものと解釈され得ると指摘した……」¹⁴⁹

7.1.7 NHRC の調査への警察の関与に関して、同報告書は次のように述べた。
「……SCA は、警察官が調査職員として活動するために出向することは、NHRC が公平な調査を実施する能力、並びに被害者が人権侵害に対する救済を受ける能力に影響を及ぼし得ると指摘し、NHRC による働きかけを通じて、警察官を調査職員として出向させる政府の権限を人権保護法（Protection of

¹⁴⁵ GANHRI, [Mission and Identity](#), no date

¹⁴⁶ GANHRI, [Accreditation status as of 23 April 2025](#), 23 April 2025

¹⁴⁷ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 5), 22 April 2024

¹⁴⁸ UNHRC, [Concluding observations on the fourth periodic report of India](#) (paragraph 9), 2 Sept 2024

¹⁴⁹ GANHRI, [Report and Recommendations of the 45th Session of the Sub...](#) (page 18), 3 June 2025

Human Rights Act : PHRA) から削除すべきであると勧告した……」¹⁵⁰

7.1.8 2023 年 3 月 31 日から 2024 年 4 月 1 日までの期間を対象とする NHRC の 2024 年 年次報告書は、次のように述べた。「NHRC が提供するオンライン苦情管理システム (Online Complaint Management System) を通じて、人々は、インド憲法第 8 附則に含まれる 22 言語のいずれかで、どこからでも容易に苦情申立てを行うことができる。NHRC は、裁判所の事件であるか、人権の保護又は推進を担うその他の機関に係属しているかを問わず、人権侵害に関するあらゆる事項に介入する権限を付与されている……」¹⁵¹

7.1.9 日付のないウェブページにおいて、NHRC のウェブサイトは、[オンライン](#) 及び[郵送](#)の双方で正式な苦情申立てを行う方法を概説している。苦情申立ての状況は、オンラインポータルを通じて検索できる¹⁵²。

[目次へ戻る](#)

7.2 捜査及び結果

7.2.1 NHRC は、2021 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間の拘禁中の死亡及びレイプに関して登録された事件数に関する統計を示した^{153 154 155} (表は CPIT 作成)。

年	警察拘禁中の死亡／レイプ	司法拘禁中の死亡／レイプ	防衛当局／軍による拘禁中の死亡／レイプ	エンカウンターによる死亡 (警察官による発砲)	登録事件総数
2021-2022	175	2367	1	159	2702
2022-2023	168	2356	6	125	2655
2023-2024	160	2184	2	105	2460

7.2.2 登録された拘禁中の死亡／レイプ事件の結果に関して、NHRC は 2021 年から 2024 年までの以下の統計を示した^{156 157 158} (表は CPIT 作成)。

年	受理後終結 (完了し、決定が下された事件)	予備的検討待ちの事件	当局から報告を受理済み又は受理待ちの事件 (進行中の事件)
2021-2022	1316	250	3804
2022-2023	2512	36	3877

¹⁵⁰ GANHRI, [Report and Recommendations of the 45th Session of the Sub...](#) (page 18), 3 June 2025

¹⁵¹ NHRC, [Annual Report 2023-24](#) (page 4), 2024

¹⁵² NHRC, [Search Complaint](#), no date

¹⁵³ NHRC, [Annual Report 2021-22](#) (page 142), 2022

¹⁵⁴ NHRC, [Annual Report 2022-23](#) (page 82), 2023

¹⁵⁵ NHRC, [Annual Report 2023-24](#) (page 122), 2024

¹⁵⁶ NHRC, [Annual Report 2021-22](#) (pages 144 and 146), 2022

¹⁵⁷ NHRC, [Annual Report 2022-23](#) (pages 84 and 98), 2023

¹⁵⁸ NHRC, [Annual Report 2023-24](#) (pages 124 and 126), 2024

2023-2024	3404	50	2483
-----------	------	----	------

7.2.3 登録されたエンカウンターによる死亡事件の結果に関して、NHRC は 2021 年から 2024 年までの以下の統計を示した^{159 160 161}（表は CPIT 作成）。

年	受領後終結	予備的検討待ちの事件	当局から報告を受理済み又は受理待ちの事件
2021-2022	188	27	359
2022-2023	170	2	342
2023-2024	214	7	219

7.2.4 同じ情報筋が、2023～24 年の事件の結果について、更なる詳細を示した。「NHRC は、司法拘禁中の死亡事件 2,556 件及び警察拘禁中の死亡事件 436 件を処理／終結した。更に、エンカウンターによる死亡事件 269 件超が処理／終結された。さらに、委員会による即時介入が必要とされ、人権侵害を防止した、こうした迅速対応事件（Rapid Action Cases : RAC）26 件が取り扱われた。」¹⁶²

7.2.5 ダネスワル・ベヘラ（Dhaneswar Behera）の死亡に関して、USSD の 2023 年報告書は次のように指摘した。「……国家人権委員会（NHRC）はベヘラの死亡について調査を実施し、8 月 27 日、政府職員側の過失について、ベヘラの近親者に補償を支払うようオディシャ州政府に命じた。」¹⁶³

ダネスワル・ベヘラの事件に関する詳細については、[超法規的殺害](#)を参照

7.2.5.1 同報告書は次のように指摘した。「……NHRC はまた、政府による殺害の被害者又はその家族への補償という形で、虐待に対する適切な救済措置を勧告した。NHRC には、勧告の実施を強制する権限も、軍及び準軍事部隊の要員に対する申立てに対処する権限もなかった……」¹⁶⁴

7.2.6 拷問の捜査に関して、SPIR 2025 年報告書は次のように述べた。「NHRC は拷問事件への対応において効果的ではないという点で、裁判官及び弁護士の間で一致した見解があった。退職した高等裁判所判事 3 名がこの見解を改めて述べ、そのうち 1 名は NHRC を『牙のない張り子の虎』と表現した。複数の弁護士が、『NHRC は補償を認める以外何もしない』と述べ、NHRC は関与したとされる警察当局者に対する懲罰的措置を勧告することは決してないとして、不満を表明した。ある弁護士は、補償だけでなく『更なるものが必要である』と述べた。NHRC は対応を補償の認定だけに限定することで、拷問を含む人権侵害の慣行を止めるための措置を求めることも、推進することもしていない。2 名の弁護士も同様に、NHRC は積極的かつ独立した調査をほとんど行っておらず、所見を示す際に、主として『警察報告に

¹⁵⁹ NHRC, [Annual Report 2021-22](#) (pages 144 and 146), 2022

¹⁶⁰ NHRC, [Annual Report 2022-23](#) (page 84 and 98), 2023

¹⁶¹ NHRC, [Annual Report 2023-24](#) (pages 124 and 126), 2024

¹⁶² NHRC, [Annual Report 2023-24](#) (page 4), 2024

¹⁶³ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1a), 22 April 2024

¹⁶⁴ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 5), 22 April 2024

依存している』と述べた。」¹⁶⁵

7.2.7 苦情申立てに関して、同報告書は次のように述べた。

「2名の弁護士は、依頼者に対し、NHRCに苦情申立てを行うことを一切避けるよう助言していると強調して述べた。両名とも、裁判所と比べて、NHRCから救済又は救済措置をあてにすることは、時間、労力及びリソースの無駄であると述べた。ある弁護士は、NHRCは『高等裁判所よりも迅速に機能すべきであり、さもないと人権委員会に何の意味があるのか』と強調した。両名とも、NHRCへの苦情申立てを扱った経験として、調査手続の第一歩にすぎない地区警察からの報告書を得るだけで少なくとも1年待つことになる」と、同様に語った。そのうち1名は、自身の州の高等裁判所では、令状請願は通常2～3か月以内に審理日程に載り、高等裁判所は様々な介入措置を講じることができる一方、NHRCは『何もしない』と述べた。もう1名が、『依頼者には、いくらか見込みがあり得る裁判所で争うことにリソースを投じるよう助言している』とまとめた。」

7.2.8 インタビュー対象者のNHRCに関する肯定的な経験について、同報告書は次のように指摘した。「ある弁護士は、NHRCの各種指針（例えば、拘禁中の死亡／レイプ及び逮捕に関するもの）は、訴訟において、警察が指針に違反していることを指摘するための『正当な手段』として用いられているため、『一定の効果をもたらした』と述べた。同弁護士はまた、拷問又は拘禁中の死亡の一部の事件では、『裁判所がNHRCによる訪問及び報告書作成を認めてきた』と指摘し、それが警察に一定の外部圧力を及ぼしていると述べた。」

7.2.9 拷問の被害者となった者の救済手段に関して、OMCT世界拷問指数2025は次のように述べた。

「インドでは、重大な法的及び制度的欠陥により、拷問に対する不処罰が依然として広くまん延している。インドには、拷問を明示的に犯罪化する包括的な国内法がなく、事件は一般的に、警察拘禁中又は司法拘禁中の死亡として分類されている。被害者及び証人を保護する法律の不在は、被害申告を著しくためらわせており、この状況は最高裁判所の2018年判決（マヘンダー・チャウラほか対インド連邦（Mahender Chawla & Ors. vs Union of India））によって一部対処されているにすぎない。それでもなお、司法手続が長期化し、解決に至らないまま数年に及ぶことも多いため、被害者が法律扶助を利用することはまれである。国家人権委員会及び州人権委員会を含む制度的仕組みには、軍隊による人権侵害に対する管轄権がなく、責任追及における更なる不備を生じさせている……容疑者に対する事件が有罪判決に至ることはまれであり、不処罰を助長している。被害者、証人及び弁護士に対する威圧やレッテル貼りなどの報復はよく見られ、警察及び検察官は苦情申立てを行うことを積極的に思いとどまらせることが多い。」¹⁶⁶

7.2.10 拷問被害者に対する補償に関して、同報告書は次のように指摘した。「……拷問を生き延びた者に対する補償は依然としてまれであり、不十分である。推計によれば、何らかの金銭的賠償を受けている拷問被害者は0～25%にすぎない。制度的な軽視という広範な問題と包括的な被害者支援の仕組みの欠如により、拷問を生き延びた者の大半は、十分な心理的支援、医療、そして

¹⁶⁵ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 147), 2025

¹⁶⁶ OMCT, [Global Torture Index 2025: India Factsheet](#), 7 July 2025

司法的救済を得られないままとなっている。」¹⁶⁷

- 7.2.11 警察による拷問により警察拘禁中に死亡した 30 歳のタミル・ジフリー (Tamir Jiffry) の事件に関して、REDRESS の 2025 年報告書は次のように指摘した。「当該事件は中央捜査局 (Central Bureau of Investigation : CBI) に引き継がれ、同局は 2024 年 5 月、タミルの死亡に関連して警察官 4 名を逮捕した。2024 年 7 月、デリーの全インド医科大学 (All India Institute of Medical Sciences : AIIMS) は、タミルがケララ警察による拘禁中の拷問の結果として死亡したことを確認した。」¹⁶⁸

- 7.2.12 Redress 2025 報告書は次のように述べている：

「インドでは、拷問に対する不処罰が依然として常態である。苦情申立てを受理し、拷問及びその他の国家による虐待について調査を実施する仕組みは存在するものの、被害者及び拷問生存者にとって、司法及び責任追及は依然としてほとんど手の届かないものとなっている。多くの者が、苦情申立てを試みたことで、嫌がらせ、威圧、又は更なる暴力にさえ直面している……警察苦情申立機関 (Police Complaints Authorities) などの外部苦情申立機関は、独立していることが想定されていたが、その運用は、警察職員が自らの同僚を調査することに相変わらず大きく依存しており、公平性を損なっている。同様に、国家人権委員会 (NHRC) も、その機能は概して不十分であることが明らかになっている。多数の苦情を受け付けているにもかかわらず、勧告を行うケースは比較的少なく、懲戒処分を求めることは稀であり、加害者の起訴を勧告したこともない。一部の被害者には補償が支払われたものの、国家人権委員会はその勧告を履行させることができない。」¹⁶⁹

- 7.2.13 ジテシュ・クマール (Jitesh Kumar) の事件に関して、USSD 2024 年報告書は次のように述べた。「2024 年 6 月 28 日、メディアによると、州レベルのビハール人権委員会がビハール州政府に対し、クマールの父親に 150 万インドルピー (INR) (1 万 8,000 米ドル) の補償を支払うこと、パटनाの上級警視に対する部内調査を実施すること、及びパटना警察に対して法廷侮辱罪の申立てを行うことを指示した。ビハール州政府がこうした措置を講じたか否かについては、情報が入手できなかった。」¹⁷⁰

[目次へ戻る](#)

7.3 州機関

- 7.3.1 州人権委員会に関して、USSD 2023 年報告書は次のように述べた。「法律は、州人権委員会の設置を義務付けた。2023 年 9 月時点で、州レベルの人権委員会は 26 あった。複数の人権団体が、地元政治が州委員会に影響を及ぼしており、こうした委員会は NHRC よりも公正な判断を下す可能性が低いと主張した。」¹⁷¹
- 7.3.2 公務員や政治家を対象とする調査の監督機関について、FH 2024 年報告書は次のように述べた。「2013 年ロクパル及びロカユクタ法 (Lokpal and Lokayuktas Act of 2013) は、公務員又は政治家に対する汚職の苦情申立てを受理し、申立てを調査し、裁判所を通じて有罪判決を求めることを任務と

¹⁶⁷ OMCT, [Global Torture Index 2025: India Factsheet](#), 7 July 2025

¹⁶⁸ Redress, [Torture Normalised: State Violence in India](#) (page 17), 10 June 2025

¹⁶⁹ Redress, [Torture Normalised: State Violence in India](#) (page 7), 10 June 2025

¹⁷⁰ USSD, [2024 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1a), 12 August 2025

¹⁷¹ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1a), 22 April 2024

する、国及び州の独立機関を創設した。しかし、州レベルのロカユクタは、わずかな職員で運営されることが多く、主要ポストの欠員が長期間補充されないままであり、ロカユクタが扱う苦情申立ても少ない。」¹⁷²

- 7.3.3 超法規的殺害に対する処罰に関して、同報告書は次のように述べた。「2023 年 3 月、軍事裁判所は、2020 年 7 月にジャンムー・カシミール（J and K）のアムシプラで 3 人に対する『偽装されたエンカウンター殺害』に関与したとして大尉に有罪判決を下し、終身刑を勧告した。2023 年 11 月 15 日時点で、刑はなお保留中であった。」¹⁷³
- 7.3.4 2024 年 11 月 22 日時点で、ミゾラム州を除く全ての州に州人権委員会が設置されている¹⁷⁴。
- 7.3.5 IJR 2025 報告書は次のように述べた。
「SHRC [州人権委員会 (State Human Rights Commissions)] — 『インドの制定法上の機関であり、州全域における人権の保障、保護及び促進という崇高な取組の最前線に立っている……』¹⁷⁵ は、人権を効果的に擁護し、その文化を広く住民全体に広める最前線の担い手として設置された。準司法機関として、州人権委員会は非常に広範な任務及び権限を有している。SHRC は、個人の申立て、いずれかの裁判所の指示、又は職権に基づき、国家主体による人権侵害、その幫助、さらには人権侵害の防止における過失の申立てを調査することができる。SHRC は、裁判所で係属中の事件に介入し、被収容者の生活状況を調査するために、人々が拘禁されている刑務所又はその他の州の施設を訪問することができる。SHRC は、法律を見直し、人権の効果的な実施のための措置を勧告するとともに、人権の享受を阻害する要因を検討し、是正措置を勧告することができる……」¹⁷⁶
- 7.3.6 SHRC の能力に関して、同報告書は次のように指摘した。「しかしながら、財政的及び人的資源が不足していたため、これらの機関は当初から慢性的に機能不全に陥ってきた。委員長、委員、事務局長、調査職員などの主要ポストの欠員、並びに予算のミスマッチは、いずれもこれらの機関の機能を損なっている……」¹⁷⁷
- 7.3.7 2025 年 3 月 20 日、タイムズ・オブ・インディア紙は、高等裁判所の判決を受けてミゾラム州政府が 16 のポストを新設し、任命する委員や施設を探すなど、州人権委員会の設置に着手したと報じた¹⁷⁸。CPIT は参考にした情報源において、ミゾラム州人権委員会の設置に関する更なる最新情報を見いだせなかった（[参考文献](#)を参照）。

[目次へ戻る](#)

8. 法の支配及び司法制度

8.1 裁判所の構造

- 8.1.1 インド最大の教育テック企業とされる BYJU'S の、インド司法制度に関するウェブサイトページは次のように述べた。「インドには、単一の統合された

¹⁷² Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (section C2), 26 February 2025

¹⁷³ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 5), 22 April 2024

¹⁷⁴ NHRC, [State Human Rights Commission](#), 22 November 2024

¹⁷⁵ NextIAS, [State Human Rights Commission \(SHRC\)](#), 8 June 2024

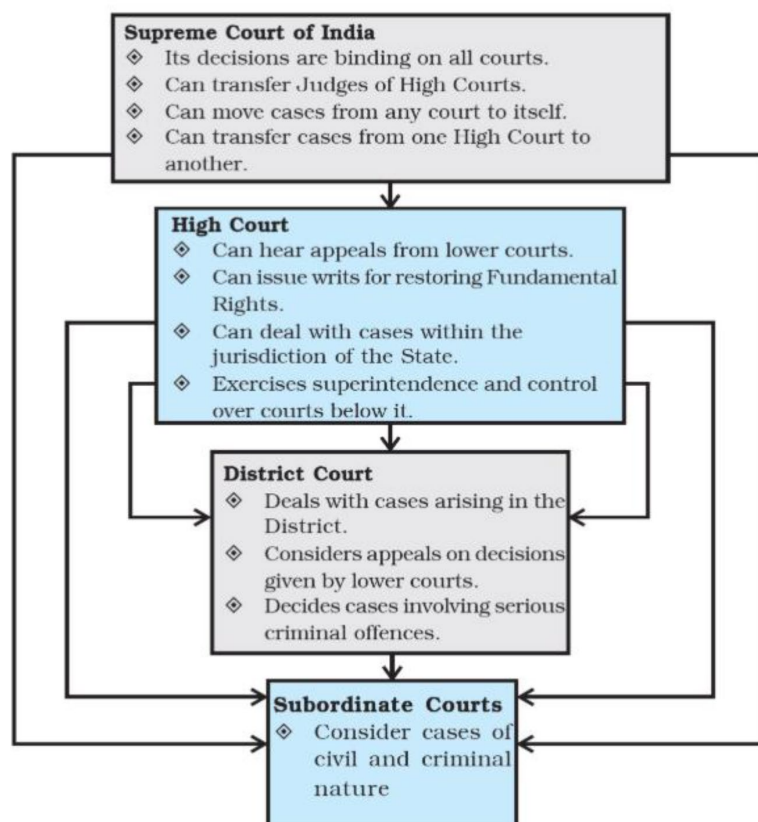
¹⁷⁶ IJR, [India Justice Report 2025](#) (page 142), April 2025

¹⁷⁷ IJR, [India Justice Report 2025](#) (page 142), April 2025

¹⁷⁸ Times of India, [Efforts on to establish Mizoram human rights commission...](#), 20 March 2025

司法制度がある。インドの司法制度は、最高裁判所（SC）を頂点とするピラミッド型の構造となっている。高等裁判所は最高裁判所の下位に位置し、その下には地方裁判所と下級裁判所がある。下級裁判所は、上級裁判所の直接の監督の下で機能している。」¹⁷⁹

8.1.2 同じ情報源に、司法制度の構造及び組織を示す下図が掲載された。¹⁸⁰



8.1.3 2022 年 6 月 27 日、インドを拠点とする法律事務所ヴァイシュ・アソシエーツ・アドボケーツ（Vaish Associates Advocates）¹⁸¹の記事は次のように述べた。

「最高裁判所は、第一審管轄権、上訴管轄権及び諮問管轄権を有する。最高裁判所の排他的第一審管轄権は、中央政府と州との間又は州相互間のあらゆる紛争、並びに個人の基本権の実現に関する事項を含む……

「高等裁判所は、その所在する州について管轄権を有する。現在、インドには 25 の高等裁判所がある。ただし、一部の高等裁判所は、複数の州又は連邦直轄領を管轄している。……高等裁判所は、令状管轄権及び上訴管轄権のみを行使することができるが、一部の高等裁判所は第一審管轄権を有し、訴訟を審理することができる。高等裁判所の判決は、その管轄権が及ぶ州内の全ての下級裁判所に対して拘束力を持つ。

「インドの地方裁判所は、地方レベルでの司法事務を担当している。裁判官が主宰するこれらの裁判所は、管轄する地区が属する州の高等裁判所によって、行政上及び司法上の管理を受けている。地方裁判所は、それぞれの高等裁判所の管轄下にある。地方裁判所からの民事事件に関する全ての上訴は、

¹⁷⁹ BYJUS, [Introduction to Indian Judiciary](#), no date

¹⁸⁰ BYJUS, [Introduction to Indian Judiciary](#), no date

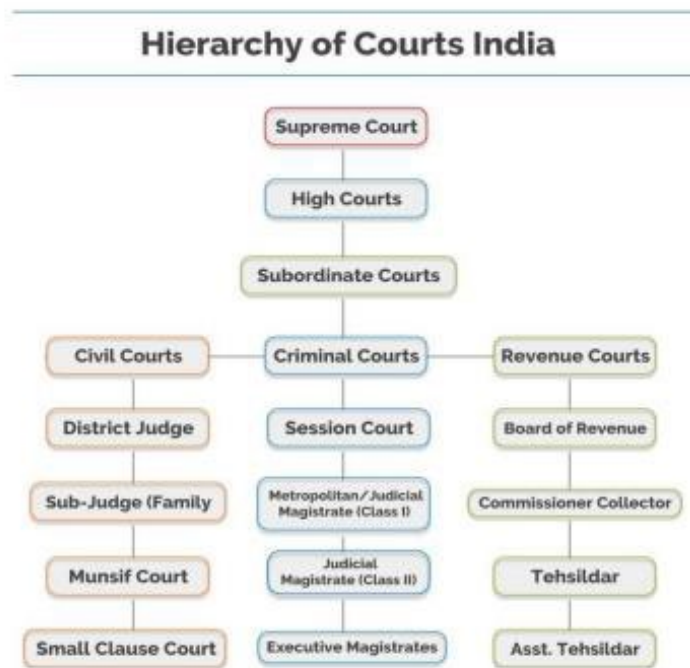
¹⁸¹ Lexology, [Vaish Associates Advocates](#), no date

当該州の高等裁判所へ提起される……

「一部の州では、地方裁判所の下位に、ムンシフ裁判所（Munsif's courts）及び少額事件裁判所（small causes courts）と呼ばれる下級裁判所がある。これらの裁判所は第一審管轄権のみを有し、一定の少額までの訴訟を審理することができる。

「……インドの法制度の興味深い特徴は、ローク・アダラット（Lok Adalats：人民裁判所）と呼ばれる任意機関が存在することである。これらの機関は、調停や交渉などの方法を通じて紛争を解決し、1987 年法律サービス機関法（Legal Services Authorities Act, 1987）によって規律されている。ローク・アダラットの各裁定は、民事裁判所の判決とみなされ、紛争当事者を拘束する。」¹⁸²

8.1.4 同情報源に、インドの裁判所階層に関する下図が掲載された¹⁸³。



8.1.5 DFAT 2023 年報告書は次のように述べた。「インドの司法府は、立法府及び行政府から分離されている。インドの司法制度は、英国のコモンローを継承しており、特に上級裁判所は、オーストラリアの裁判所と同様の形式による熟慮された判決で知られている。判決文は英語で作成してもよい。」¹⁸⁴

8.1.6 DFAT 2023 年報告書は次のように述べた。「一部の農村コミュニティには村落裁判所（nyaya panchayat と呼ばれることもある）があり、一部のインド人は正式な法制度よりもこれを好む。意思決定は迅速で、コミュニティベースであり、汚職の影響を受けにくい。しかし、情報筋は DFAT に対し、これらの決定は予測不能な場合があり、正式な法律及び手続を利用する場合のようには多様な人々の個別ニーズが考慮されない可能性があるため、少数派と女性に不利益をもたらす傾向があると述べた。」¹⁸⁵

[目次へ戻る](#)

¹⁸² Lexology, [Hierarchy of Courts in India](#), 27 June 2022

¹⁸³ Lexology, [Hierarchy of Courts in India](#), 27 June 2022

¹⁸⁴ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.9), 29 September 2023

¹⁸⁵ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.12), 29 September 2023

8.2 能力及実効性

- 8.2.1 USSD 2023 年報告書は次のように指摘した。
「裁判所の処理能力は、適時に裁判を受ける権利を妨げていた。司法制度では、裁判官ポストに相当数の欠員があり、深刻な過重負担が続き、現代的な事件管理システムが不足していたため、多くの場合、司法救済の遅延又は拒否につながっていた……」¹⁸⁶USSD 2024 年報告書は、司法制度の処理能力に関する情報を含んでいなかった。しかし、2024 年報告書は過去数年と比べて著しく短く、特定のトピックについての記載が少ない。
- 8.2.2 UNHRC 2024 年報告書は次のように述べた。「……委員会は、適時の司法手続を促進するために締約国が講じた措置に留意しているが、公判前勾留期間が極めて長いこと、裁判の遅延及び事件の滞留、並びに裁判官及び治安判事の数が不十分であることを懸念している……」¹⁸⁷
- 8.2.3 WJP 法の支配指数（WJP Rule of Law Index）2024 の「刑事司法」項目は、「……国の刑事司法制度を評価する……」ものであり¹⁸⁸、インドのスコアは下表のとおりであった（WJP 法の支配指数 2024 のデータに基づき CPIT が作成した表）。

要素	スコア（0が低く、1が高い）
8.刑事司法	0.38
下位要素	
8.1 刑事司法制度は実効的である	0.26
8.2 刑事裁判制度は迅速かつ実効的である	0.36
8.3 矯正制度は犯罪行動の減少に効果的である	0.37

- 8.2.4 IJR 2025 報告書は次のように指摘した。「1987 年に法律委員会が示した基準では、人口 100 万人あたり 50 人の裁判官を推奨していた……」¹⁸⁹
- 8.2.5 刑事司法制度の機能に関して、SPIR 2025 年報告書は、回答者の 66%が「同制度には問題があるものの、犯罪にはなお対処している」との見解に同意した一方、28%が「刑事司法制度は脆弱かつ遅すぎるため、犯罪に対処できない」との見解に同意したことを明らかにした¹⁹⁰。

[目次へ戻る](#)

8.3 事件数と有罪判決

- 8.3.1 NCRB 2022 年報告書によると、2022 年に IPC 犯罪で起訴された者の総数 436 万 7,588 人（NCRB 報告書は、当該起訴が 2022 年又はそれ以前の年に発生した犯罪に基づくものか否かを明記していなかった）のうち、105 万 5,181 人が有罪判決を受け、98 万 1,194 人が無罪判決を受け、15 万 2,787 人

¹⁸⁶ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1e), 22 April 2024

¹⁸⁷ UNHRC, [Concluding observations on the fourth periodic report...](#) (paragraph 37), 2 Sept 2024

¹⁸⁸ WJP, [Rule of Law Index: India](#) (Criminal Justice), 23 October 2024

¹⁸⁹ IJR, [India Justice Report 2025](#) (page 22), April 2025

¹⁹⁰ Common Cause & Lokniti, [Status of Policing in India Report 2025](#) (page 64), 2025

が免訴された¹⁹¹。

- 8.3.2 同報告書は、2022 年のインド全土における刑事裁判及び特定犯罪の有罪判決に関する下記の統計を示した¹⁹²（CPIT 作成の表）。

犯罪	審理対象事件総数	有罪判決事件総数	有罪判決率
殺人	263,960	6904	43.8
レイプ	198,285	5067	27.4
誘拐・拉致	324,480	5167	33.9
傷害（酸攻撃を含む）	3,651,991	79,644	35.9
暴動	563,696	5939	24.9

- 8.3.3 WJP 法の支配指数 2024 の刑事司法要素のうち、汚職に関する下位要素では、インドのスコアは下表のとおりであった¹⁹³（WJP 法の支配指数 2024 のデータに基づき CPIT が作成した表）。

下位要素	スコア
8.3 矯正制度は犯罪行動の減少に効果的である	0.37
8.4 刑事制度は公平である	0.36
8.5 刑事制度には汚職がない	0.46
8.6 刑事制度は、政府による不当な影響を受けていない	0.49
8.7 法の適正手続及び被告人の権利	0.38

- 8.3.4 案件数に関して、IJR 2025 報告書は次のように述べた。

「事件の滞留件数が増加したため、裁判官 1 人あたりの平均業務量は大幅に増加している。2024 年末時点で、シッキム州、トリプラ州及びメガラヤ州を除くほとんどの高等裁判所では、裁判官 1 人あたりの平均事件数が 1,000 件を超えており、アラハバード高等裁判所（Allahabad High Court）及びマディヤ・プラデシュ高等裁判所（Madhya Pradesh High Court）の裁判官の業務量は、それぞれ 1 万 5,000 件にも達していた。

「地方裁判所レベルでは、裁判官 1 人あたりの平均事件数は 2,200 件に増加したが、州によって大きなばらつきが見られた。28 の州/連邦直轄領では、裁判官 1 人あたりの平均事件数が 500 件超となり、カルナータカ州の裁判官は 1,750 件近く、ケララ州の裁判官は 3,800 件、ウッタル・プラデシュ州の裁判官は 4,300 件を担当していた。裁判官 1 人あたりの業務量を 300 件未満に維持していたのは、7 つの州/連邦直轄領のみであった。」¹⁹⁴

[目次へ戻る](#)

¹⁹¹ NCRB, [Crime in India 2022 Volume I](#) (page xvii), 1 December 2023

¹⁹² NCRB, [Crime in India 2022 Volume I](#) (page xvi and xvii), 1 December 2023

¹⁹³ WJP, [Rule of Law Index: India](#) (Criminal Justice), 23 October 2024

¹⁹⁴ IJR, [India Justice Report 2025](#) (page 108), April 2025

8.4 人員配置及び事件の滞留

8.4.1 BTI 2023 年報告書は次のように述べた。「……インドの司法制度における大きな問題は、主に人員不足に起因する機能面での運用能力の限界である。その結果、事件の審理に大幅な遅れが生じることになる。世界的に見ると、インドは公判前勾留者の割合が 6 番目に高い国であり、その多くは疎外されたコミュニティに属している……」¹⁹⁵

USSD 2023 年報告書は次のように述べた。「……未解決の刑事事件の正味件数は増加し続けており、毎月約 140 万件の新規事件が提起された一方、処理件数は約 120 万件であった [2023 年 10 月 25 日時点]。」¹⁹⁶

8.4.2 2025 年 7 月 16 日時点で、国家司法データグリッド (National Judicial Data Grid) には、係属中の刑事事件が合計 3,547 万 6,410 件掲載されており、そのうち 2,389 万 4,963 件は係属期間が 1 年超、454 万 5,788 件は 3 年から 5 年、367 万 1,878 件は 10 年超であった¹⁹⁷。

8.4.3 刑事事件の処理件数に関して、同情報源は、刑事事件合計 1,133 万 2,041 件が処理され、事件の 70% (798 万 6,322 件) が 1 年以内に処理されたと述べた。¹⁹⁸

8.4.4 遅延の理由に関して、同情報源は、499 万 7,096 件が弁護人の不在によるものであり、358 万 132 件では被告人が逃亡中であったと報告した¹⁹⁹。

[目次へ戻る](#)

8.5 司法の独立性

8.5.1 司法の機能について、DFAT 2023 年報告書は次のように指摘した。「多くの国と同様、長期の遅延が一般的であり、その一因は人員不足、非効率、及び下級裁判所ではより一般的に見られる汚職である。一部の情報源は、弁護士は特に時間給で報酬を受けている場合に報酬を増やすために訴訟で仮差止め命令の不要な申立てを裁判所に行く動機を持っている場合があるとしている……」²⁰⁰

8.5.2 同報告書は次のように評価した。「……インドの人々は、特に行政手続及び意思決定が遅い又は恣意的である場合、例えば司法制度や警察に関して、いまだに賄賂に頼ることがある。DFAT は、汚職の程度は州によって異なると理解している。」²⁰¹

8.5.3 USSD 2023 年報告書は次のように指摘した。「法律は独立した司法を定めており、政府はおおむね司法の独立を尊重していた……中央政府及び州政府は、裁判所が政府の立場に反する判決を下した場合でも、最高裁判所及び高等裁判所の判決におおむね従っていた。」²⁰² USSD 2024 年報告書は、司法や刑事司法手続に関する情報を含んでいなかった。しかし、2024 年報告書は過去数年と比べて著しく短く、特定のトピックについての記載が少ない。報告量の減少は、司法の独立性が低下していることを示すものと解釈されるべきで

¹⁹⁵ BTI, [India Country Report 2024](#) (Rule of Law), 19 March 2024

¹⁹⁶ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1e), 22 April 2024

¹⁹⁷ District Court of India, [National Judicial Data Grid](#), 16 July 2025

¹⁹⁸ District Court of India, [National Judicial Data Grid](#), 16 July 2025

¹⁹⁹ District Court of India, [National Judicial Data Grid](#), (Delay Reason), 16 July 2025

²⁰⁰ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.10), 29 September 2023

²⁰¹ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 2.13), 29 September 2023

²⁰² USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1e), 22 April 2024

はない。

8.5.4 同報告書は次のように指摘した。

「しかし、同国の司法の独立性に関する評価によれば、行政部は、一部の事例において、不利とみなした司法任命を拒否又は遅延させるために、その権限を行使しようとした。与党に有利な判決を裁判官に下させるために、政府は裁判官退職後の任命というインセンティブを利用しようとした、と学識経験者らは指摘した。市民権改正法（Citizenship Amendment Act : CAA）や選挙債（2017 年に創設された匿名政治献金制度）の妥当性など一部のケースは、数年間にわたり最高裁判所で係属中であった。」²⁰³

8.5.5 汚職に関して、USSD 2023 年報告書は次のように述べた。「...司法制度では...下位レベルでの汚職の申立てがあった...」²⁰⁴

8.5.6 同報告書は次のように指摘した。「法律は、公務上の秘密又は国家安全保障に関わる手続を除き、公正かつ公開の裁判を受ける権利を規定しており、司法府は一般にこの権利を保障していた。」²⁰⁵

8.5.7 BTI 2023 年報告書は次のように述べた。「形式上、インドの司法制度は制度的に区別されており、立法府及び行政府からおおむね独立している。しかし、審査対象期間中、最高裁判所がインド人民党（BJP）主導の政府又はそれに近いヒन्दゥー・ナショナリスト組織の立場に沿った判断を下した事例が多数あった... 司法制度は、多くの場合、行政府からも攻撃を受けており、コレギウム制度による任命手続も同様である...」²⁰⁶

8.5.8 FH 2024 年報告書は次のように述べた。「司法府は、形式上、政府の政治部門から独立している。裁判官、特に最高裁判所の裁判官は、従来から自律性を示してきた... 政府はまた、観測筋が政治的性質を帯びているとみなすような司法任命も行ってきた。」²⁰⁷

8.5.9 治安機関の訴追に関して、同報告書は次のように述べた。「...刑事訴訟法は、治安要員の訴追には政府の承認を要すると規定している。承認が与えられることはまれであり、不処罰につながっている。」²⁰⁸

8.5.10 FH 2024 年報告書は次のように述べている。「.....司法の下部組織では汚職が横行しており、裁判所には政治化が進んでいる兆候が見られる.....」²⁰⁹

8.5.11 UNHRC 2024 年報告書は次のように述べている。「.....委員会は、入手した情報によれば、.....司法機関を含め、あらゆるレベルにおいて汚職が依然として重大な問題となっていることを懸念している.....」²¹⁰

8.5.12 2025 年 3 月 21 日、ビジネス・スタンダード紙の記事は次のように述べた。「上級弁護士でラージャ・サバー（Rajya Sabha）議員のカピル・シバル（Kapil Sibal）は金曜日、司法内部の汚職問題を『深刻』なものとして取り上げ、汚職は何年も続いていると述べた。

²⁰³ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1e), 22 April 2024

²⁰⁴ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1e), 22 April 2024

²⁰⁵ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1e), 22 April 2024

²⁰⁶ BTI, [India Country Report 2024](#) (Rule of Law), 19 March 2024

²⁰⁷ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (F1), 26 February 2025

²⁰⁸ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (F3), 26 February 2025

²⁰⁹ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (F1), 26 February 2025

²¹⁰ UNHRC, [Concluding observations on the fourth periodic report of India](#) (para. 11), 2 Sept 2024

『司法機関内の汚職は極めて深刻な問題である。これは、国内の上級弁護士や弁護士たちが初めて指摘したことではない。それは何年も続いている。』
... シバルは、最高裁判所が裁判官任命手続における問題に対処しなければならぬと提言した。シバルは、汚職が司法機関だけでなく、社会全体においても依然として問題であると付け加えた。

『最高裁判所は、任命手続がどのように行われているかという問題に目を向け始める時である。任命手続は、より透明かつ慎重に行われるべきである。汚職も社会における極めて深刻な問題であり、首相の発言にもかかわらず、汚職は増加している、とシバルは述べた.....」²¹¹

- 8.5.13 司法における汚職の可能性を示す最近の事例に関して、2025 年 3 月 27 日、ブルームバーグの記事は次のように報じた。「.....3 月 14 日、ヤシュwant・ヴァルマ（Yashwant Varma）判事の住居の外縁部にある離れの火災に対応した消防士及び警察は、[焦げた紙幣の山](#)を発見した.....ヴァルマ判事は、汚職の濡れ衣を着せられていると述べている。最高裁判所ウェブサイトで公開されたインド最高裁判所長官宛ての[書簡](#)で、ヴァルマ判事は、発見された現金とは一切関係がないと否定している。3 人の判事による調査委員会は、ヴァルマ判事の潔白についていまだ結論を出していない。」²¹²

[目次へ戻る](#)

8.6 法律扶助

- 8.6.1 DFAT 2023 年報告書は次のように述べた。「.....DFAT の理解では、被収容者は一般に.....質にばらつきはあるものの、無料の法律扶助を受けることができる.....」²¹³
- 8.6.2 同報告書は次のように述べた。「裁判にかかる費用は、ほとんどのインド人にとって手が出ない額である。情報筋によると、弁護人を付ける権利がある刑事被告人でさえ、十分な弁護を受けられないことがよくあるという。情報筋は DFAT に対し、より良い弁護を受けるために弁護士費用を支払えない依頼人は、質の高い法的助言を受けられない可能性が高く、一部の者は、支払えない借金がまた 1 つ増えるだけとみなして、法的助言を拒否する可能性もあると述べた。」²¹⁴
- 8.6.3 USSD 2023 年報告書は次のように述べた。「憲法では、経済的余裕のない被告人に対し、国が無料の弁護人を提供すべきであると定められているが、体制上の制約により、有能な弁護人へのアクセスが制限されることがあった.....」²¹⁵
- 8.6.4 UNHRC 2024 年報告書は次のように述べた。「.....委員会は、締約国が法律扶助の枠組みを強化するために努力しているにもかかわらず、刑事犯罪の容疑をかけられた者が、特に警察署において、法律扶助を受ける機会が限られていることを懸念している。また、弁護士以外の者が法律扶助を提供する取組や、質の低い法律扶助に関する報告についても懸念している.....」²¹⁶
- 8.6.5 SPIR 2025 年報告書は、医師、弁護士及び裁判官への詳細な聞き取り調査において、次のように述べた。

²¹¹ Business Standard, [Corruption in judiciary: Sibal seeks 'transparency' in....](#), 21 March 2025

²¹² Bloomberg, [A Fire in India's Judiciary](#), 27 March 2025

²¹³ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.17), 29 September 2023

²¹⁴ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 5.13), 29 September 2023

²¹⁵ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1e), 22 April 2024

²¹⁶ UNHRC, [Concluding observations on the fourth periodic...](#) (paragraph 35), 2 Sept 2024

「聞き取り対象者は、法律扶助弁護士の利用可能性についてまちまちな見解を示した。ある退職した地区裁判官は、自分の州では『ほぼ全ての裁判所が対象となっている』と考えており、法律扶助弁護士は容易に利用できると述べた。ある弁護士は、自身が頻繁に出廷する治安判事裁判所で『法律扶助弁護士を見たことがない』という経験を語った。別の弁護士は、法律扶助制度は機能不全に陥っており、治安判事裁判所では『マフィアのように』機能し、『あらゆる犯罪を自らの存在のための機会にしている』と述べた。同弁護士は、弁護士たちが保釈を確保するための実質的な努力を継続することなく、保釈申請の件数を増やそうと競っている状況を説明し、この点を例示した。逮捕された者は、当初は法律扶助弁護士がそれぞれの事件を引き受けていたにもかかわらず同弁護士に連絡してくることが多く、同弁護士はその不備を補っている。こうしたばらつきは、法律扶助制度が州によって一貫していないことを示している。ある弁護士は、法律扶助弁護士の質について話す中で、優れた法律扶助弁護士に出会ったことはあるものの、『優れた法律扶助弁護士は必要な人数をなお下回っている』と考えていると述べた。」²¹⁷

- 8.6.6 農村部の法律扶助利用について、IJR 2025 年報告書は次のように述べた。「……規則は、『村又は村落群に対応する』ことを法律相談所に求めている。2017 年から 2024 年までの間に、法律相談所 1 か所が対応する村の数の全国平均は、42 から 163 へと 4 倍に増加した。一部の州では、この数は法律相談所 1 か所当たり 500 村を超えている。」²¹⁸

[目次へ戻る](#)

8.7 証人保護

- 8.7.1 2018 年証人保護制度第 3 条は、次のとおり定めている。

脅威認識に基づく証人の分類：

カテゴリー「A」：捜査／裁判中又はその後に、脅威が証人又はその家族の生命に及ぶ場合。

カテゴリー「B」：捜査／裁判中又はその後に、脅威が証人又はその家族の安全、評判又は財産に及ぶ場合。

カテゴリー「C」：捜査／裁判中又はその後に、脅威が中程度であり、証人又はその家族に対する嫌がらせ若しくは威圧、又は証人若しくはその家族の評判若しくは財産に及ぶ場合。」²¹⁹

- 8.7.2 2018 年証人保護制度第 7 条は、次のとおり定めている。

「命じられる証人保護措置は、脅威に釣り合うものでなければならず、一度につき 3 か月を超えない特定の期間についての措置とする。それらの措置は以下を含む場合がある。

- a) 「捜査又は裁判中に、証人と被告人が対面しないようにすること
- b) 「郵便物及び電話の監視
- c) 「電話会社への手配により、証人の電話番号を変更すること又は証人に非公開電話番号を割り当てること
- d) 「証人の自宅に、防犯扉、CCTV、警報装置、フェンスなどの防犯機器を設置すること

²¹⁷ Common Cause and Lokniti, [Status of Policing in India 2025](#) (page 141 and 142), 2025

²¹⁸ IJR, [India Justice Report 2025](#) (page 1260, April 2025)

²¹⁹ MHA, [Witness Protection Scheme](#), 2018

- e) 「変更した氏名又はアルファベットで証人を呼称することにより、証人の身元を秘匿すること
- f) 「証人の緊急連絡先
- g) 「身辺警護、証人の自宅周辺の定期的な巡回
- h) 「一時的な転居
- i) 「法廷への往復時の護衛及び審理日における公用車又は公費負担の交通手段の提供
- j) 「非公開裁判の実施
- k) 「供述及び証言の録取中に、支援者の同席を認めること
- l) 「ライブ映像リンク、一方向ミラー、スクリーンなど特別な設備に加え、証人と被告人の別々の通路を備え、証人を特定できないよう証人の顔画像や音声を変更できる特別設計の要保護証人用法廷を使用すること
- m) 「公判中の証言を、期日延期することなく、日々迅速に録取すること
- n) 「必要と認められる場合、移転、生計維持又は新たな職業／専門職の開始のために、証人保護基金から証人に定期的な資金援助又は助成金を随時支給すること
- o) 「必要と認められるその他の保護措置。」

- 8.7.3 2023 年バーラティヤ・ナガリク・スラクシャ・サンヒタ第 398 条は、次のとおり定めている。「全ての州政府は、証人の保護を確保するために、当該州の証人保護制度を策定し、告示しなければならない。」²²⁰
- 8.7.4 証人保護について、刑事法に関する MHA プレスリリースは次のように述べた。「……証人保護制度：新法は、証人の安全及び協力を確保するために、全ての州政府に証人保護制度の実施を義務付け、法的手続の信頼性及び実効性を高めている……」²²¹
- 8.7.5 2024 年 10 月 4 日、インドを拠点とする英字紙ニュー・インディアン・エクスプレス（New Indian Express）²²²は次のように報じた。「最高裁判所は最近、インドにおける証人保護制度の『嘆かわしい』状況について懸念を表明した。最高裁判所は、2018 年証人保護制度が効果的に実施されていないことを嘆いた。司法府は、証人が多くの場合、有力者によって強要、脅迫又は買収され、正義の実現が損なわれていることを強調した。」²²³
- 8.7.6 同記事は、インドの弁護士ニハリカ・カランジャワラ＝ミスラ（Niharika Karanjawala-Misra）へのインタビューを含んでおり、同弁護士は次のような見解を述べた。「……権力又は影響力のある被告人に対する裁判で証言する際、証人は、真実から逸脱するよう促すインセンティブだけでなく、自身の生命や家族の生命に対する脅威にも直面する可能性がある……私の見解では、リソースの不足及び法執行における汚職が、証人保護制度の成功にとって主な障害である。」²²⁴

²²⁰ Gol, [Bharatiya Nagarik Suraksha Sanhita](#), 25 December 2023

²²¹ MHA, [Highlights of New Criminal Laws](#), 30 July 2024

²²² The New Indian Express, [About Us](#), no date

²²³ The New Indian Express, [‘Protection of witnesses will ensure fair trials’](#), 4 October 2024

²²⁴ The New Indian Express, [‘Protection of witnesses will ensure fair trials’](#), 4 October 2024

- 8.7.7 OSAC 2024 年報告書は次のように述べた。「犯罪を目撃した者でさえ、嘆かわしいまでに遅く不便かつ実効性のない司法手続に関わることを避けている……」²²⁵
- 8.7.8 2025 年 7 月 25 日、タイムズ・オブ・インディア紙の記事は次のように報じた。
- 「…… [2025 年 7 月] デリー南西部で、武装した襲撃者らが、車内にいた二重殺人事件の目撃者を射殺した。
- 過去 1 年間に、3 件の事件で証人らが殺害され、複数の証人が威圧を受けている……警察官らは、起訴状に証人らを暗号名で記載し、必要に応じて警護を提供するなど、多くの措置や予防策を講じていると述べている。
- しかし、複数の情報筋が、重大事件では証人らに対するより徹底した脅威分析を実施し、証人らの安全を確保する措置を講じる必要があると述べた……
- 「デリー政府は今年 4 月、新たな証人保護制度を告示した。証人を「高」「中」「低」の 3 つの脅威レベルに分類し、それに応じて個別の保護措置を講じる。
- 「これらの措置は、物理的安全対策の強化、身元秘匿、転居支援、裁判所における特別な手配を含んでいる。
- 「『同制度は州証人保護基金を通じて資金提供されており、同基金は予算配分、裁判所が課す費用、寄付及び CSR 拠出金によって支えられている。証人ら又はその代理人らは、関係当局に保護申請を行うことができ、同当局はその後、脅威分析報告書及び推奨される保護措置を作成する』と警察官は説明した……
- 「この制度は機密保持と記録の保存を重視しており、関係者らは厳格な秘密保持を遵守し、法的手続が終了するまで記録を保存しなければならない。」

226

[目次へ戻る](#)

8.8 公判前拘禁

- 8.8.1 FH 2024 年報告書は次のように述べた。「……司法制度は深刻な事件滞留及び人員不足に陥っており、その結果、被疑者らの公判前勾留が長期化している。被疑者らの多くは、有罪となった場合に言い渡される可能性のある刑期よりも長く拘禁されている。いくつもの治安法が、訴追なしの拘禁、又は曖昧に定義された犯罪に基づく拘禁を認めている。」²²⁷
- 8.8.2 拘禁中の処遇に関して、同報告書は次のように述べた。「……拘禁されている者ら、特に疎外されている集団に属する者らに対する刑務所職員らによる虐待は広くみられる。」²²⁸
- 8.8.3 拘禁中の死亡に関して、USSD 2023 年報告書は次のように述べた。「警察官ら又は刑務所看守らが被収容者らを殺害したとの申立てがあり、これらの殺害は、自殺又は自然死として誤って分類されることがあった。2 月 5 日、オディシャ州カタック県で拘禁中の、密猟容疑をかけられていたダネシュワル・ベヘラ (Dhaneswar Behera) を警察官らが殺害したとの報告があった。2 月 6 日、オディシャ州森林局 (Odisha Forest Department) は、この死亡

²²⁵ OSAC, [India Country Security Report](#), 4 October 2024

²²⁶ Tol, [Witnesses shot, silenced, ignored: SC flags 'eyes and ears' of...](#), 25 July 2025

²²⁷ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (F2), 26 February 2025

²²⁸ Freedom House, [Freedom in the World 2025: India](#) (F3), 26 February 2025

への関与を理由に職員 6 人を逮捕した……」²²⁹この事件の調査に関する詳細については、[調査件数及び結果](#)を参照。

- 8.8.4 USSD 2024 年報告書は次のように述べた。「警察官ら又は刑務所看守らが被収容者らを殺害したとの申立てがあり、これらの殺害は、自殺又は自然死として誤って分類されることがあった。NHRC は、[2024 年] 8 月時点で、司法拘禁中の死亡が 1,372 件あったと報告した……」²³⁰
- 8.8.5 USSD 2024 年報告書は次のように指摘した。「法的保障の欠如、過重負担、及びリソース不足に陥った裁判所制度が原因で、長期にわたる恣意的拘禁が依然として重大な問題であると複数の報告書が指摘した……」²³¹
- 8.8.6 逮捕及び拘禁に関する権利の詳細については、[法的枠組み](#)を参照

[目次へ戻る](#)

8.9 死刑

- 8.9.1 DFAT 2023 年報告書は次のように述べた。
- 「インドは、国及び州の法律の双方に基づき死刑を存置している。この記事の執筆時点で死刑囚は 488 人いた。2000 年から 2020 年までの間（本稿執筆時点で、最後に死刑が執行された年は 2020 年）に、8 人が絞首刑に処せられた。その内訳は、性的暴行及び殺人で 5 人、テロ関連の罪状で 3 人であった。死刑は、反逆罪、反乱罪、誘拐、薬物犯罪及び「ダコイティ」（集団強盗又は盗賊行為を意味する南アジアの用語）にも科すことができる。死刑は、被害者が 12 歳未満である場合、被害女性が負傷の結果として遷延性植物状態に陥った場合、又は加害者が累犯者である場合の性的暴行に対して科すことができる。「粗悪酒」（密造酒であり、飲酒により場合によっては失明又は死亡に至ることがある）の製造も、一部の州では死刑の対象となる。複数の情報筋によると、新たな死刑判決の多くは性的暴行事件に関連している。」²³²
- 8.9.2 同報告書は次のように指摘した。「死刑判決は、当該州の高等裁判所による確認が必要である。これにより、死刑判決の確認中、死刑囚監房での待機が長期化し得る。複数の情報筋が DFAT に対し、貧困層及び疎外されている人々は死刑囚となる可能性が高いと述べた。」²³³
- 8.9.3 同報告書は次のように述べた。
- 「複数の情報筋によると、言い渡される死刑判決の件数が近年増加しており、一部の検察官らは政府の報奨制度を通じて裁判で死刑を求刑するよう奨励されてきたほか、他の事案では、死刑が政治的に支持されているため推進されてきた。下級裁判所は、特に性的暴行及び殺人について、日常的に死刑を科している一方、上級裁判所は、大半の判決を終身刑に減刑する傾向にある。「DFAT の理解では、死刑はインドで広く支持されており、これは性的暴行に対する広範な国民の憤りと合致している。例えば、残虐な暴行に対する大規模な抗議活動などがある……」²³⁴
- 8.9.4 ハイデラバードの NALSAR 法科大学（NALSAR University of Law,

²²⁹ USSD, [2023 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1a), 22 April 2024

²³⁰ USSD, [2024 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 1a), 12 August 2025

²³¹ USSD, [2024 Country Reports on Human Rights Practices: India](#) (section 2c), 12 August 2025

²³² DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 4.17), 29 September 2023

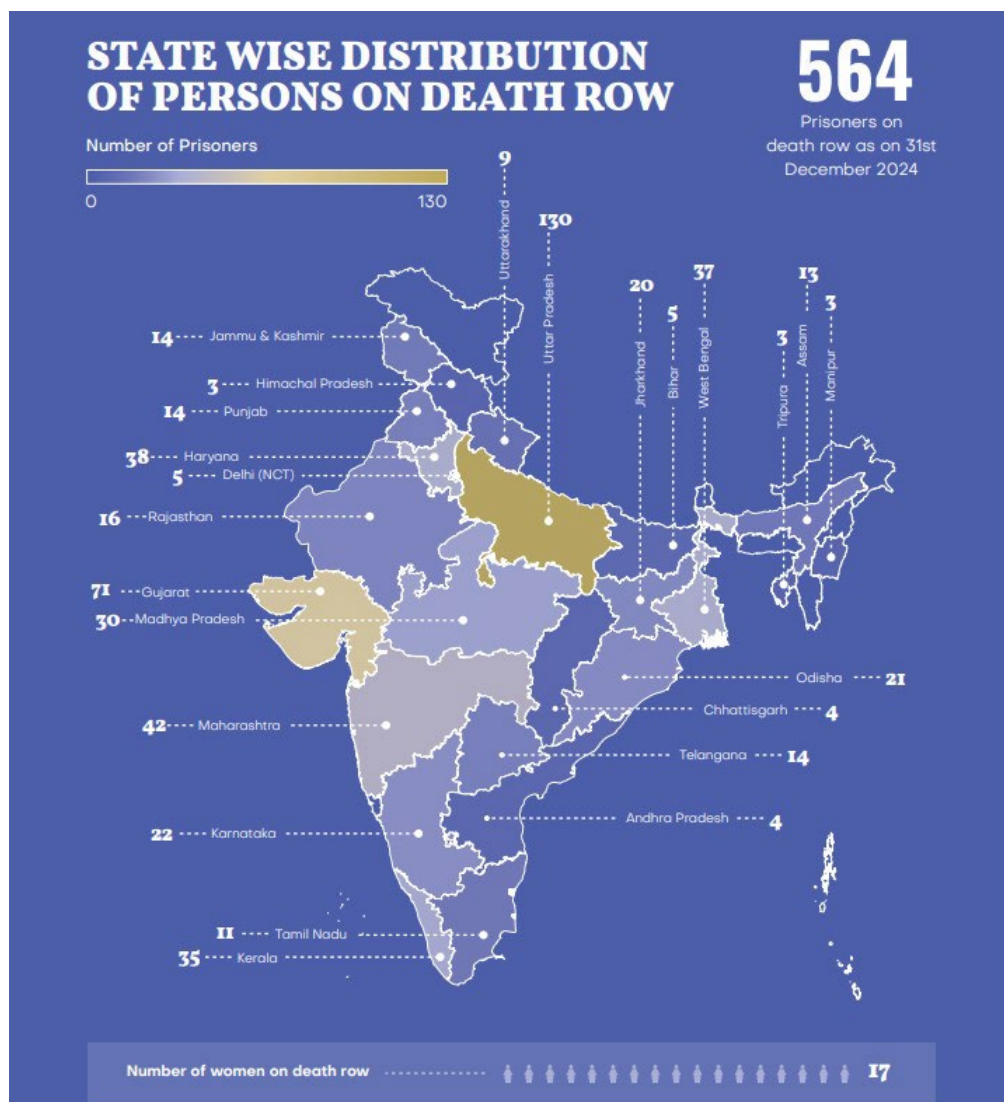
²³³ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraph 4.18), 29 September 2023

²³⁴ DFAT, [DFAT Country Information Report India](#) (paragraphs 4.18 and 4.19), 29 September 2023

Hyderabad) に置かれた法律相談所であるプロジェクト 39A²³⁵の、2024 年の出来事を対象とし、2025 年 1 月に公表されたインドの死刑統計に関する年次報告書は、次のように述べた。

「2024 年末時点で、インドでは 564 人が死刑判決下にあった。これは、今世紀に入って以来、死刑囚の数が最多となったことを示している……単純殺人 [非過失] が、死刑判決の対象となった犯罪の大半を占めた (全死刑判決の 62.60%)。このことは、2019 年から 2023 年までの間、性的犯罪が死刑判決及び事件の過半数を占めていたことを踏まえると、死刑判決が科される犯罪に変化が生じていることを示している……」²³⁶

8.9.5 同報告書は、インド全土における死刑囚の分布に関する以下の地図を含んでいた²³⁷。



²³⁵ Project 39A, [About](#), no date

²³⁶ Project 39A, [Annual Statistics Report 2024](#) (page 6), January 2025

²³⁷ Project 39A, [Annual Statistics Report 2024](#) (page 10), January 2025

- 8.9.6 最高裁判所の判決に関して、同報告書は次のように述べた。「最高裁は 2024 年、5 人の受刑者が関与する死刑事件の上告審 5 件を審理し、判決を下した。その結果、4 人の死刑判決を減刑し、1 人の受刑者については全ての罪状について無罪とした……最高裁は 2024 年、一件の死刑判決も確認しておらず、この傾向は 2023 年から継続している。」²³⁸
- 8.9.7 死刑に関する変更について、同報告書は次のように述べている。「……インド刑法（IPC）は、11 の犯罪に対して死刑を科している（殺人、殺人を伴う集団強盗、殺人を伴う誘拐、死亡又は遷延性植物状態に至るレイプ、12 歳未満の児童に対する集団レイプ、インドに対する戦争行為など）。BNS は、死刑の対象となる犯罪を 15 から 18 に拡大している……これらの犯罪は、組織犯罪、テロ行為、終身刑受刑者による殺人を含む。」²³⁹
- 8.9.8 同情報筋は 2024 年の死刑執行を報告しておらず²⁴⁰、アムネスティ・インターナショナルの 2024 年世界報告書も 2024 年の死刑執行を記録していなかった²⁴¹。
- 8.9.9 2025 年 2 月 13 日、インディア・トゥデイ（India Today）の報告書は次のように述べた。「インドでは、死刑とも呼ばれる極刑は、刑事訴訟法（CrPC）に代わったバーラティヤ・ナガリク・スラクシャ・サンヒタ（BNSS）に従い、『死亡するまで首を吊る』方法で執行される……最高裁が、極めてまれな事案にのみ用いられるべきであると繰り返し述べてきた極刑が執行されたのは、ニルバヤ事件としても知られる 2012 年デリー集団レイプ・殺人事件の受刑者 4 人が絞首刑に処せられた [2020 年が最後である](#)。」²⁴²

[目次へ戻る](#)

²³⁸ Project 39A, [Annual Statistics Report 2024](#) (page 69), January 2025

²³⁹ Project 39A, [Annual Statistics Report 2024](#) (page 77), January 2025

²⁴⁰ Project 39A, [Annual Statistics Report 2024](#), January 2025

²⁴¹ Amnesty International, [Death Sentences and Executions 2024](#) (page 21), 8 April 2025

²⁴² India Today, [Black warrant reality check: Is India skipping the noose?](#), 13 February 2025

バージョン管理及びフィードバック

承認

以下は、このノートが承認された時期に関する情報である。

- 第 3.0 版
- 2025 年 10 月 1 日より有効

公用 – 機密：非開示 – セクション開始

このページの情報は、英国内務省内部での使用に制限されているため、削除されている。

公用 – 機密：非公開 – セクションの終わり

[目次へ戻る](#)

本ノートの前版からの変更点

国情報の更新

[目次へ戻る](#)